

リューベック法の概観

—Wilhelm Ebel, Lübisches Recht I, Lübeck 1971.
を読み直す—

稲 元 格

1. はじめに
2. 『リューベック法 第1巻』(Lübeck 1971年)の内容
3. 『リューベック法 第1巻』の特徴
4. 結びに代えて

1. はじめに

エーベル (Wilhelm Ebel: 1908-1980年) 著『リューベック法 第1巻 (Lübisches Recht I)』(1971年)を読み直してみようと思ったのは、極めて個人的な理由からである。それは、筆者の最初の拙論(1978年)が、本書に依拠して書き上げたものであったからだ⁽¹⁾。記憶が定かではないのであるが、筆者が本書と巡り合ったのも、その出版年からさほど離れていない時期だったのではなからうか。最初の論文であるがゆえに、この拙論は、今となっては恥ずかしいお粗末な作品である。とは言え、当時の筆者は研究者としては全くの駆け出しであったから、これも致しかたなしと言わざるをえない。

当時、ハンザの女王としてのリューベック市はわが国の一般史や社会経済史においても既によく知られたドイツ中世都市の一つであり、その研究もかなり蓄積されていた。筆者がリューベック法史に関心を持ったのもそ

(1) 拙稿「中世都市リューベックの都市制度 Stadtverfassung — W. Ebel, Lübisches Recht I, Lübeck 1971. に依拠しつつ —」、『阪大法学』, 第105号, 昭和53年1月。

のような研究状況があったからである。しかし、我が国のリュベック法史研究はそこまで至ってはいなかったと思う。筆者も、この『リュベック法 第1巻』によって初めてリュベック法の全容を知ることになった。筆者がリュベック法史研究としてまず興味を覚えたのは、素朴にリュベック法の史料を読みたいということであった。

法史学研究とは、一言で言えば、法史料を読み、その学問的な、特に法史的な意義を明らかにすること、と言ってよいであろう。すなわち、法史料の解読とその学問的評価ということである。しかし法史料を読み解くと言っても、特に中世の法史料の場合、容易なことではない。最近では、我が国でも、手書きの法史料をその研究対象としている法史研究者も少なからずいるが、筆者は活字化された史料程度を——ある程度——「読める」だけであり、ましてや手書きの第1次史料にまでは至っていない⁽²⁾。

さらに、その法文を読めると言っても、「読む」と「理解する」とは同じではない。理解(=解釈)するためには、多くの場合、関連するおよび類似した他の法史料の法文との比較を通して、当該法文の意味は「...であろう」とか「... という意味ではないか」と確定させることが必要であろう。これが、少なくとも筆者にとっては、「理解」ということである。当然のことながら、このような意味の確定には、筆者も含めて読み手の主観的な評価も紛れ込むことになるから、これをできる限り排除しようとするれば、当該法(史料)が作成され施行されていた当時、その作成者またはこれを適用する人々がどのように理解していたのか、を探る必要がある。しかし、これについての史料は、中世においては、存在しないまたは不明という場合も多い。その場合に我々が頼るのは、後世の、近世以降の—— 一般的

(2) 後述する、ハンブルク市の1410年の市民協定は手書きの写本であったから、その現代ドイツ語訳は畏友 Dr. Lothar Weyhe 氏にお願いした。ここに記して改めて感謝の意を表す。

に、学問的には洗練されていく——法学文献とか、さらには最近の法史研究者の研究成果である。リューベック法の法史料の場合、確かに近世には、編纂者の判明している法文献も存在するが、しかし、これらの編纂者の解釈が、当該法史料の、その本来の時期の人々の理解でもあるとは言い切れない。20世紀以降の——エーベルといった——研究者たちの研究成果についても同じことが言える。我々がこれらの研究者の言説を評価するためには、彼らが当該法文をどのような関係および関連史料に基づいて理解したのか、を問わねばならないということになる。管見の限り、彼らもまた関係・関連する法史料（文献）を収集し、それらの比較検討によってその解釈およびその学問的な評価を引き出すという方法を採用している。そうであれば、我々もまた、同じ研究手法で、すなわち、関係・関連する法史料との比較を行いながら実際に法史料を読んでみる——無論、中世低地ドイツ語辞典なども使って、であるが——必要となるということである。そして彼らの解釈と自分のそれを比較することによって、その解釈の的確さを判断することができるのである⁽³⁾。要するに、我々もまた法史料を実際に読む必要があるということである。

今一度筆者の最初の拙論に戻ろう。上述のように、当時、筆者の語学力不足に加えて、リューベック市以外のリューベック法都市⁽⁴⁾についてほとんど基礎的な知識も欠けていたから、筆者は、リューベック市の市民自

(3) 後述の、註(5)のNatalija Ganina, Albrecht Cordes und Jan Lokers (hrsg.), Der Bardewikische Codex des Lübisches Rachts von 1294, Bd.1-3. Oppenheim 2021-2022. の第2巻はその解読作業を詳しく紹介しており、興味深い。わが国でも、例えば、佐藤団「マクデブルク参審人判決と都市法および法実務(1)~(3)」、『法学論叢』181巻3号-5号、がある。

(4) エーベルはこれらの都市をリューベック都市 (lübische Städte) と呼ぶが(7頁)、本稿ではリューベック法都市と呼ぶ。なお、現在でも使用されているハンザ都市 (Hansestadt) という表記は、その都市がハンザ同盟 (Hanse) に加盟した都市であったことを意味する。

治、特に市参事会 (Rat) にその研究対象を絞らざるをえなかった。エーベル書の余りの内容豊かさ、単純に言えば、その分厚さ (全部で483頁) を前にして本書を読み通すことを諦めたということでもある。その後も、筆者は、本書をしばしば利用してきたが、しかし、最初から最後まで読み通すという宿題を今まで果たしてはこなかった。それゆえ、本書を通読し、その全容、「リューブック法」——後述するように、これはリューブック市の都市法だけではない——とは全体としていかなるものであるのか、これを知りたいというのが、本稿を作成する筆者の素朴な動機、理由の一つである。

無論それだけではない。もう一つの動機は、筆者がその研究遍歴の果てに再び本書に戻って来た、ということによる。

筆者のリューブック法史の法史料との本格的な出会いは1986年のハンブルク大学への留学によって実現した。ラントヴェーア (Götz Landwehr: 1935-2017年) 教授の指導の下で、13世紀から14世紀のリューブック法の——G.Korlén によって活字化された——写本、当時市参事会内にあったとされるキール法典 (der Kieler Kodex) を読むことができた。この法典には、市参事会に関する条文、並びに市民がそれに従って生活していた民事法や刑事法の条文などが収録されていた⁽⁵⁾。筆者は、その際、キール法典の内容を、主に、その後の、1586年の校訂リューブック都市法典 (Das Revidierte Lübeckische Stadtrecht) ——以下校訂法典 (Rev. StR.) と略記

(5) 拙訳『『キール法典』仮訳(上)(下)』、『近畿大学法学』、第41巻第1・2～3・4号。この法典とほぼ同じ内容のバルデヴィク法典 (Bardewickscher Codex) の包括的な分析がコルデス (Albrecht Cordes) 教授を中心とする研究グループによって公にされた。前掲註(3)参照。その第3巻 (Band 3) には同法典の現代ドイツ語訳も付けられている。アルブレヒト・コルデス (田口正樹訳) 「リューブック法の体系化—バルデヴィク写本 (1294年) をめぐって—」、『北大法学論集』、第71巻第1号。

——までのリューベック法の刊本等との校合を通して理解しようとした⁽⁶⁾。さらに、その後、法文の実際的な効力の有無を確認すべく——主に民事法だけに限定されるが——エーベル編『リューベック市参事会判決録』も利用した⁽⁷⁾。

キール法典の条文の中でも特に興味を覚えたのは不動産法、特にゲヴェーレ (Gewere) という法律用語であった。ゲヴェーレについては、わが国でも良く知られており、ドイツの法学者の様々な言説も当時紹介されていたが⁽⁸⁾、筆者は、この用語が都市法ではどのように使用されていたのか、それは農村法のゲヴェーレとは異なるのか否か、を実証的に明らかにしたいと考えた。

13, 14世紀の北ドイツには、民事法や刑事法を主たる内容とする、慣習法の法書『ザクセンシュピーゲル・ラント法 (Das Landrecht des Sachsenspiegels)』が存在し、これは北ドイツの各地域の、農村法のみならず都市法とも少なからず関連性をもっていた⁽⁹⁾。換言すれば、後者の諸慣習法を踏まえてザクセンシュピーゲル・ラント法は編纂されていたとも言える。リューベック法の法典の中にもこの法書と関連する条文が見出されたが、しかしその内容は全く同じではなかった。そもそもリューベック法が都市の法であり、ザクセンシュピーゲル・ラント法の内容の大半が、どち

(6) 拙著『ドイツ中世都市「私」法の実証的研究』、敬文堂 1996年、に諸法典問での条文の符号表を付している (271-283頁)。

(7) W.Ebel (hrsg.), Lübecker Ratsurteile, 4 Bde., Göttingen 1955-1967. 拙稿「リューベック市参事会判決録における Eigentum, Besitz, Were」、『近畿大学法学』、第44巻第1号。

(8) 例えば、石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるゲヴェーレ」、『北大法学論集』第37巻第2号、1986年。

(9) 拙稿「中世都市リューベックの周辺地域の法慣習について」、『阪大法学』、第42巻第2・3号。同「ノイミュンスター教区慣行における不動産法」、佐藤篤士先生還暦記念論文集刊行委員会編『歴史における法の諸相』、敬文堂 1994年、所収。

らかと言えは農村の慣習法であったからであろう⁽¹⁰⁾。筆者は、さらに、この法の都市法版とも言えるマクデブルクの参審人 (Schöffen) の法に目を向けてみた。ここではエーベルの息子 Friedrich Ebel が編纂した、同参審人の判告集である『マクデブルク法』を利用した⁽¹¹⁾。後者の史料集の内容は総体的に民事法が主であったから、筆者の研究関心はますますこの分野へと狭まっていったが、少なくとも民事法分野でのリューブック法と——ザクセンシュピーゲル・ラント法類似の——マクデブルク法との類似や相違を解明することはできた。これは、言い換えれば、マクデブルクの参審人の法史料には民事法以外の公法などの条文が少ない、ということでもあった。なぜなら、マクデブルクの参審人の法は、いわゆる自治定立法 (Willkür) としての都市法ではなかったからである。これもリューブック法との相違の一つであった。

その後、筆者は中世以来リューブックと政治・経済的な関係がある——法的にも15世紀にはリューブック市のハッハ (Hach) 第3法典にその都市法が入り込んできていた⁽¹²⁾——ハンブルク市の都市法へと向かった。ここで筆者は、民事法や刑事法とは異質な都市法史料が存在することに驚かされた。それは1410年の市民協定 (Rezeß) である。これは市民の代表 (市民委員会) と市参事会との間で締結された、市の統治に関する合意文書で

(10) 拙稿「ザクセンシュピーゲルにおける裁判手続」、『近畿大学法学』、第62巻第3・4号。

(11) Friedrich Ebel (hrsg.), *Magdeburger Recht*, Bd. 1-2, 1983-1995. 拙稿「マクデブルク参審人の法教示と法判告—F・エーベル編『マクデブルク法』をめぐって」、『法制史研究』、第60号、2010年。「F・エーベル編『マクデブルク法』に見る *Läuterung*」、『近畿大学法学』、第59巻第2・3号、「14・15世紀のマクデブルク法による裁判—F・エーベル編『マクデブルク法』に依拠しつつ—」、同、第62巻第1号。

(12) Johann Friedrich Hach, *das alte lübische Recht*, Lübeck 1839, S.377f.

あった⁽¹³⁾。この協定は、ハンブルクがリューベックとの政治経済的な結びつきが強いにも拘わらず、その市民自治が後者とはかなり違うことを示していた。周知のごとく、リューベックでは、市参事会が立法・行政・私法を独占するという強固な寡頭制の様相を呈していたが、ハンブルクではそうではなく、市民の市政への関与を市参事会も容認していた。そしてこのような関与を最初に規定したのが1410年の市民協定であった。

エーベルは、彼の著作 *Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, Hannover 1956.*⁽¹⁴⁾ の中で、中世末期以降の法の在り方の一つとして自治定立法 (Satzung, Willkür) を挙げている。我々中世都市法研究者は、これまでその自治定立法の例としては、リューベックのキール法典などを挙げていたが、自治定立法とは市民が制定した法であるとすれば、むしろハンブルクのこの市民協定こそがその特徴をよく表していることになる。しかもハンブルクでは、市民協定はこの1410年の1回限りではなく、何度も——基本的には市民の行政への関与を次第に拡大する形で、18世紀まで——締結され、その効力は19世紀半ばのハンブルク憲法典の制定まで有効であった⁽¹⁵⁾。実はハンブルク法史では、市民協定——特に18世紀のそれ——は19世紀の *Verfassung* と関連する法令として論じられている。しかし我が国では、近代の *Verfassung* とそれ以前の *Verfassung* については、両者の違いが強調され、訳語としても後者には「憲法」ではなく、例えば「国制」という用語が当てられてきた。しかしハンブルクの市民協定を実際に読んでみると、そこには都市の統治に関する市民と市参事会による「取り決め」が——さらに、裁判によらない逮捕禁止も——規定されてい

(13) 拙稿『『ハンブルク市の市民協定 (1410年)』』、『近畿大学法学』、第64巻第1号。

(14) 西川洋一訳『ドイツ立法史』、東京大学出版会 1985年。

(15) 拙稿「中世都市法 (自治定立法) としての『市民協定 (Rezeß, Bürgerrezeß)』」、石川一三夫・矢野達雄編著『裁判と自治の法社会史』、晃洋書房 2020年、所収。

るから、これは憲法典ではないかという印象を受ける。速断は許されないが、市民協定を先駆的な憲法典一つと呼んでもよい、ということにもなるのかもしれない。問題は、ここから、さらに、このような市民協定がハンブルクのみ固有の取り決めであったのか否か、となる⁽¹⁶⁾。つまり、このような市民協定は、法的にも親縁関係にあるリューベック市にはなかったのか、ということである。

通史とも言うべき『リューベック史』⁽¹⁷⁾は、市民協定として1665年の金庫協定 (Kassarezeß) および1699年の市民協定 (Bürgerrezeß) を挙げているにすぎない。これらの市民協定は確かにその後のリューベックの市制を決定づけたという意味で歴史的に重要であるが、では、それ以外に、そしてそれ以前には、市民協定は締結されることはなかったのだろうか。筆者は、リューベックにおける市民協定 (Rezeß, Bürgerrezeß, Bürgervertrag) を本格的に論じた歴史研究を見たことがない。エーベルの『リューベック法 第1巻』でも、管見の限り、市民協定についての言及は、1534年 (364-365頁⁽¹⁸⁾)、1605年 (365頁)、上述の1665年および1669年の市民協定 (300頁) のみであり、その他にはヴィスマール (Wismar) 市の市民協定 (45頁) が挙げられている程度である。本当にこれだけであったのか。実際には、このような、農村には見出せない市民協定がリューベックでも——ハンブルク程ではないとしても——少なからず締結されていたが、エーベルはこれを看過していたのではないか。もしかして市民協定が中世末期のリューベックにおいても頻繁に締結されていたとしたら、

(16) 拙稿「ハンブルクにおける18世紀初期の市民協定—『主要協定』(1712年)を含む4つの基本法律—」, 『近畿大学法学』, 第70巻第1号。

(17) Antjekathrin Graßmann (hrsg.), Lübeckische Geschichte, Lübeck 1988, S.454-461.

(18) 括弧内の数字は『リューベック法 第1巻』の頁数を示す。以下においても括弧内が頁数のみの場合は、同様である。

今までの我々は、リューベック法の中核部分の一つに気づかずにいたということにもなる。換言すれば、リューベックやハンブルクの都市法には、民事法や刑事法のみならず、市民協定に見られるような公法、敢えて言えば、憲法にも匹敵する法も存在していた可能性もあったということになる。あるいは、エーベルは第2巻以降の続編においてこれについて言及しようとしていたのではないかと、そして、このことがこの第1巻のどこかで仄めかされているのではなからうか。このような素朴な疑問次々と湧き上がってくる。これが、筆者に本書『リューベック法 第1巻』の再度読み直しを求めることになったのである⁽¹⁹⁾。本稿作成の第2の動機である。

このような筆者の極めて個人的な研究動機から、以下において『リューベック法 第1巻』の内容を紹介することになるが、それでも、この拙論によって、読者に多少なりともリューベック法の全体像を示すことができるとすれば、それは、我が国のリューベック法史、リューベック史およびハンザ史研究にとって意義のあることになるのではないかと、とも考えている。これもまた本稿作成の——密やかな——動機ではある⁽²⁰⁾。

2. 『リューベック法 第1巻』(Lübeck 1971年)の内容

著者エーベルはわが国でもよく知られており、彼について詳細に紹介する必要はあるまい。ここでは、第2次世界大戦後の彼のリューベック法に関する研究について述べるにとどめる⁽²¹⁾。彼のリューベック法史研究の特

(19) 因みに、本書の目次には市民協定という項目はない。また文献の最後にはしばしば用語検索のための索引が付けられているが、本書にはこれもない。

(20) ハンブルク法については、エーベルと同様に包括的な研究を積極的に試みている研究者としてFrank Eichlerがいる。本稿では紙幅の関係もあり、彼についての言及は割愛している。

(21) Wilhelm Ebel, Wikipedia, die freie Enzyklopädie. 最終閲覧日2024年6月11日。

徴は、法史料に残された——従って、不文の慣習法はその対象には含まれないということでもある——法史料の解説からその結論を導き出す、言わば帰納論的な実証的な法史研究である、ということである。換言すれば、彼の研究においては、史料の解釈をめぐる議論の変遷といった学説史は後景に退いているように見える。本書でも目立っているのは、レーリヒ (Fritz Rörig) の、所謂「建設企業者団」説への批判程度である。その代わり、読者には多すぎる程の法に関する事実が提供されている。つまり、彼の著作は、法史料について一定の知識を有している者にとってはまさに宝の山ではあるが、逆に、十分な知識のない読者——例えば、院生時代の筆者——には、その研究の全体像およびその意義を把握することが困難であるということにもなる。これが、我々にとって、エーベルの研究の長所であり、またその短所でもある。

彼の戦後の主要な著作には、法史料に拘るというその特徴がよく表れている。その一つが、前述した、リュールベック市参事会がリュールベック都市の上級審としてそれぞれの都市に与えた判決(判告)を編纂した『リュールベック市参事会判決』(1955-1967年)⁽²²⁾である。それから、彼の『ドイツ立法史』(1956年)も、そして『リュールベック市参事会判決』(第4巻)の刊行の4年後に出版された本書『リュールベック法 第1巻』(1971年)もまさにそのような記述となっている。その目次は以下の通りである(なお[]は、筆者が付加したものである。その後の本文や注でも同様である)。

第1部 (Teil) 展開と興隆

第1冊 (Buch) 基礎 [17-221頁]

I. リュールベックの法圏 [17-127頁]

(22) 註(7)参照。

1. [リューベック] 市の建設 2. 普及 [リューベック法都市, 村落および交易地] 3. リューベック [市参事会] への上訴 (Rechtsszug)
- II. [リューベック] 法の創造 [128-193頁]
 1. 起源の問題 [Soest 法, Schleswig 法, バルト海を航行する普通 (gemein) 商人の法慣行] 2. リューベックの諸自由 3. 法の制定 [自治定立法 (Willkür, Ordnung など)] 4. 法の効力 [ラント法, 教会法など. 非適用者]
- III. [リューベック] 法源 [194-221頁]
 1. 法写本 [研究史] 2. その他の法源 [法書, 都市帳簿, 市民協定など]

第2冊 リューベック [法] 都市 [223-438頁]

- I. 統治体制 [225-317頁]
 1. 市参事会 2. フォークト 3. 市民 4. 市の統治 [体制] 5. 市民集会 [での公示など]
- II. 裁判権 [318-381頁]
 1. 定期裁判集会 2. フォークト裁判 3. 市参事会裁判権 4. 特別裁判所 [罰金官, 厩舎官, 市外民裁判, 交易地での裁判など]
- III. 法行政 [382-438頁]
 1. 経済管理 [市場法] 2. 平和維持 [自力救済の禁止, 平和命令, 護衛 (=安全通行), 仲裁] 3. 法支援 [信任状, 最近親相続人の証明, 嫡出証明] 4. 都市帳簿

本書『リューベック法 第1巻』は、上記の目次によれば、第1部 (Teil) としての第1冊 (Buch) と第2冊から成る、ということになる。しかし、これは第1部もこの第1冊と第2冊のみから成るということの意味しない。なぜなら、この第1部の第2冊の後に「第3冊」が予定されていたか

らである。すなわち、エーベルは「第3冊 市民の家 (Das Bürgerliche Haus)」を準備していたのである。従って、彼が——1980年に死去することなく——次の『リューベック法 第2巻』を上梓していたならば、それは、この第1部の「第3冊 市民の家」から始まることになったであろう。実際、その原稿は彼の遺稿としてリューベック市文書館 (das Archiv der Hansestadt Lübeck) には保管されている。因みに、この「第3冊 市民の家」は「土地所有 (Der Grundbesitz)」と「ゲウェーレ (Die Were)」から成っており (Cordes 2022, S.26f.), この内、前者の「土地所有」の部分だけは、周知のごとく、1980年、サヴィニー雑誌において *Erbe, Erbgut und wohlgewonnen Gut im lübischen Recht* という題名の下に個別論文として公表されている⁽²³⁾。

さて、本稿においても、本来ならば、この『リューベック法 第1巻』の全訳を試みるべきであろうが、紙幅の関係もあり、これは諦めよう。ただ幸いなことに、同書のダイジェスト版というべき小論 (1967年) がある。それは *Lübisches Recht im Ostseeraum*, in Carl Haase (hrsg.), *Die Stadt des Mittelalters*, 2 Bd., Darmstadt 1967 である⁽²⁴⁾。その出版年からすればこちらの小論が先行しているから、これは『リューベック法』の予告編だったのかもしれない。いずれにせよ、このエーベルの小論を読めば、本書『第1巻』の内容もほぼ想像がつくということにはなる。

本書『リューベック法 第1巻』に戻ろう。既にその目次からして、これが一般的な研究書とは異なる体裁をとっていることに気が付く。学問的

(23) *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Germanistische Abteilung*, Bd.97. 拙稿「Lübeck 法における家財産に対する家族法的な拘束 — W.Ebel, *Erbe, Erbgut und wohlgewonnen Gut im Lübischen Recht*, In *Z. R.(G.)*, G.A., Bd.97, 1981に依拠して—」, 『近大法学』, 第34巻第1・2号。

(24) 拙訳「ヴィルヘルム・エーベル『バルト海域におけるリューベック法』」, 『近畿大学法学』, 第48巻第1号。

な文献では——著作にせよ、個別論文にせよ——その冒頭において、まずはそれまでの研究史（学説）に言及するのが通例である。しかし、本書では、研究史に関しては序論（Einleitung）においてほんの数頁（7-11頁）言及されるだけで、直ちに「第1冊 基礎」, 「I. リューベックの法圏」（17頁）という表題の下に、リューベック市を始めとするリューベック法を継受した、多くの——バルト海沿岸に広がる——リューベック法都市についての個別・具体的な記述に入っていく⁽²⁵⁾。このような記述方法はまさに彼の研究スタイルに呼応するが、リューベック法についての研究史は、各章や項目——例えば、Fritz Rörig の建設企業者団説について——において、付随的に言及されているし、特に「Ⅲ. 法源」の「1. 法写本」（194-216頁）の個所では、近世以降の研究史が詳細に記述に記載されているから、後者が全く無視されているという訳ではない。しかし、それでも、リューベック法研究史に関する十分な言及が本書の冒頭に置かれてはいないから、初心者にはリューベック法研究の全体像がつかみにくいと言わざるを得ない。

次の「Ⅱ. 法の創造」（128-193頁）は、リューベック法の基礎と、具体的な自治定立法、これに含まれない法源、そして市内に居てもリューベック法に服さない人々、という順に縷々言及されていく。ここで目に付くのは「2. リューベックの自由」（135-168頁）である。エーベルは、リューベック法——後述の「普通リューベック法」——の基礎として、都市君主から授与された特許状、そして、その特許状に規定された諸自由を重視している。その場合の都市君主は、リューベックであれば国王（＝皇帝）、それ以外の都市では大抵は領邦君主である。従って、リューベック法都市

(25) これらの都市間でのリューベック法都市としての共通性の維持——それは普通リューベック法の貫徹でもあったが——に役立ったのが、ここでの最後の「3. リューベックへの上訴」（103-127頁）ということでもあろう。

の中には、都市君主からリューベックの自由が授与されたが、実際には農村とは変わらないような都市もあったとされる（例えば48頁以下）。これについては、後で再度言及することとしよう。

リューベック市の市民自治の基礎を成すのは、具体的には、1163年、ザクセン侯ハインリッヒ（Heinrich）獅子公から授与された特許状である。これは、様々な特権的な免除である諸自由（*libertates*）、法制定とその法の執行の特権（*iustitiae*）、並びにその都市法（*iura*）、からなっている（136頁）。この特許状の内容を、1188年の皇帝フリードリッヒ（Friedrich）1世赤髭王（Barbarossa）特許状も認めている（137頁）が、しかし現在我々が目にしうるハインリッヒ特許状の特権は、1225年頃——リューベック市参事会の統治体制が完成しつつある時期——に市参事会によって書き直されたもの、とされている（139頁、255頁）⁽²⁶⁾。つまり、この特許状の改ざんによって、上記の特権も、1225年頃のリューベックの市参事会が有していた *libertates* に置き換えられることになった、というのである。エーベルによれば、これらの特権がリューベック法都市に継受されることによって、これは、これらの都市とリューベック市に共通の「普通リューベック法」になったとされる（169頁）。この普通リューベック法にはリューベック市の統治体制（*Verfassung*）も含まれ、そして、その主たる要素は、市参事会（自己補充選挙制を伴う）、フォークト（*Vogt, advocatus*）そして市民（*Bürgerschaft*）であった（224頁）。

この「第1冊 基礎」の最後の「Ⅲ. 法源」（194-221頁）では、成文のリューベック法の所在が明らかにされる。前述のように「1. 法写本」の個所では、リューベック法史学の歴史が語られている。最後の「2. その他の法源」（216頁以下）の個所には、市民協定についての簡単な記述もある。

(26) ただし皇帝の発給した特許状がこのように容易に書き直されうるのかという疑問もない訳ではない。註(52)参照。

すなわち、市民協定 (Bürgervertrag) は、市内での騒擾等の後で「市参事会と市民 (Bürgerschaft) の間で締結され、この Vergleich は市参事会統治体制に変更した」(221頁) と。しかし具体的な事例の言及はない。

本書の最後の「第2冊 リューベック都市」(223-438頁) では、市の統治体制、裁判権、法行政が論じられている。ここでの主たる対象は市参事会 (Rat) であるが、しかし、それは、「リューベック都市」という表題が付けられているように、リューベック市の市参事会に限定されるものではなく、リューベック法都市に共通の市参事会の在り方ということである。そして、その統治機構や裁判権が、都市君主の役人であるフォクトのそれとの対比において語られている。「Ⅲ. 法行政」(382-438頁) では、市参事会の個別的な業務が子細に論じられる。以上が本書『リューベック法 第1巻』の内容である。

上述のように、第3冊では、市民の不動産が論じられる予定であったから、彼が、どうやら憲法、民事法、刑事法といった近代的な法体系とは異なる法的な視点からリューベック法を論じようとしている、ということが想像できるが、しかし上述のように『リューベック法』の第2巻は未完に終わったから、もはやその全体像を知ることはできない。残念である。

3. 『リューベック法 第1巻』の特徴

法史的なまたは筆者の個人的な関心からすると、第一に興味を覚えるのは、本書によれば、リューベック法がどのような法源から成り、それらは中世都市法としてどのような特徴を有していたのか、ということである。これをまず見てみよう (「(1)リューベック法」)。次に、リューベック法の大半は自治定立法 (Willkür) として制定されたとされているが、これはどのように制定されていたのか、である。リューベック法は市参事会

の一方的な法命令として制定されていたのか、それとも市民もこの制定に関与していたのであろうか、これについてエーベルはどのように述べているのか、ということである（「(2)市参事会と市民 (Bürgerschaft)」）。最後に、法をめぐる争いに決着をつけ、同時に判例としての法創造の場でもある裁判制度はどのようになっていたのか、である（「(3)リューベック市における裁判制度」）。

以上のような問題設定は、リューベック法の全体的な構造とその特徴を論じるにはかなり狭すぎるのではないかという気もする。つまり、暗黙裡に、その人的対象が市参事会と市民に限定されることである。無論、筆者も、市民のみならず、市内に居住する聖職者、十字軍兵士、ユダヤ人、貴族、外来者 (Gast) などの非市民 (184-189頁) も含めて論じる必要があることを自覚してはいるが、しかし紙幅の関係や、市民と市参事会に焦点を絞るという極めて法史的な観点に拘っているから、本稿ではこれを割愛せざるをえない。従って、筆者とは異なる研究視角からすれば、本稿とはかなり異なった特徴をリューベック法から引き出すことも可能であろう、ということだけは付言しておきたい。そうではあっても、本書を包括的に扱った論稿——書評は別として——を筆者は未だ目にしていないから、本稿のようなまとめ方も許されるのではなかろうか。これも、エーベルのこの本書が極めて内容豊かな文献であるということの証拠の一つとはなろう。

(1) リューベック法

(a) 普通リューベック法

エーベルの言う「リューベック法 (Lübisches Recht)」とはリューベック市 (固有) の都市法 (Das Stadtrecht der Stadt Lübeck) のみではな

く⁽²⁷⁾、リューベック市を含む、バルト海沿岸に広がった多くのリューベック(法)都市が有する、それらの都市法の全体を指している⁽²⁸⁾。彼は、さらに、このリューベック法全体の中で、リューベック法都市に共通に適用される法の部分を「普通リューベック (gemeinlübisches) 法」と呼ぶ⁽²⁹⁾。従って、彼が例えば「リューベック市の法」と言うとき、それは「普通リューベック法」と、リューベック市において定められた固有の都市法⁽³⁰⁾の2部分から成る、ということになる。他のリューベック法都市の法についても同様のことが言える。実際、筆者を含め多くのリューベック法研究者は、リューベック市の法を、他のリューベック法都市の法史料、例えばヴィスマール市、ロストック (Rostock) 市、シュトラールズント市、さらには遠く東プロイセンのエルビング (Elbing) 市、エストラントのレヴァル (Reval) 市等の法史料から再現する——これは普通リューベック法だからということであろうか——という研究手法を利用しているし、また、全体としてのリューベック法は、基本的に、リューベック市参事会を頂点とする一つの都市法家族の中に位置しているのであるから、彼の、この共通法としての普通リューベック法という特徴づけも説得力を持つということになる。

周知のごとく、北ドイツおよび内陸部での、リューベック法と並ぶ都市法家族としてマクデブルク法が普及していたが、このマクデブルク法も、普通リューベック法と同様に、マクデブルク市だけの都市法ではなく、マ

(27) ただし、リューベック法が「リューベック市の法」として記載されているように見える箇所もある (156頁)。なお註(4)も参照。

(28) Lübisches Recht, Wikipedia, die freie Enzyklopädie. 最終閲覧日2024年6月11日。

(29) 筆者は、普通リューベック法という固有名詞が史料に登場する法用語であるのか、講学上の法用語であるのか、未だ確認してはいない。なお Allgemeines lübisches Seerecht という表記もある (133頁)。

(30) 「狭い意味での (i.e.S.)『リューベック法』」(345頁)。

クデブルク法都市に共通の法、言わば普通マクデブルク法とも呼ぶべきものであった。最近では、マクデブルク・ザクセン法 (Das magdeburg-sächsische Recht) という表記もある⁽³¹⁾。そうであるとする、普通リューブック法とマクデブルク・ザクセン法とを比較・検証すれば、我々は、北ドイツから北歐・中欧へと広がる中世都市の法がそもそもどのような基本的な特徴を持っていたのかを明らかにしうることにもなるであろう⁽³²⁾。

ただし、エーベルの言うこの「普通リューブック法」という用語も分析道具として万能という訳ではなさそうである。なぜなら「普通リューブック法」が具体的に何を指すのか、実は必ずしも明白ではないからである。確かに、エーベルは、前述のように、まずは、1163年の、書き直された(138頁)ハインリッヒ特許状に記載されている「リューブックの自由と特権」がこれであったとする(169頁)。さらに、同特許状の「すべての市の decreta (kore) を市参事会員が判決すべし」が、その後の法令、例えば1263年とされる法写本 Gö (Hach1839, S.193)⁽³³⁾ や前述のキール法典の第31条⁽³⁴⁾ においても、規定されていることから(169頁)、これらの2法写本の内容もまた普通リューブック法であったということになるようである(例えば273頁, 352-353頁, 359-360頁)。

(31) 拙稿『マクデブルク・プレスラウ体系参審人法』、『近畿大学法学』、第54巻第2号、2頁。

(32) 興味深い事例としてシュテティン (Stettin) 市近郊の Gollnow 市は1268年シュテティン法、従ってマクデブルク法に従って建設され、その都市君主から提供された土地について10分の1税を課せられたが、1314年同市の法はリューブック法に変更され、都市君主への貢租を免除され自由な proprietas も認められたとされる(71頁, 165頁)。ただし、リューブック法都市の場合でも、全く無償で市の建設が委ねられたという訳ではなかったようである (Orbör; 166-167頁)。

(33) Gö は Johann Friedrich Hach, das alte lübische Recht, Lübeck 1839 での Codex I を指す。該当する条文は XXV III.

(34) Kurlén1951, S.91-92. 現代ドイツ語訳としては Cordes2022, S.70. を参照。

エーベルは、その他にも、普通リユーベック法として以下のような事例を挙げる。すなわち、市外の裁判において「訴訟危険なく」裁判すること (150頁)。フォークト裁判における2人の市参事会員の陪席⁽³⁵⁾ (259頁)。フォークト裁判から市参事会への判決非難 (369頁)。審議妨害の市参事会員の他の市参事会員への4 Schillingeの罰金⁽³⁶⁾。会議中の市参事会において侮辱が生じた場合の市への罰金が2倍となること (247頁)。ハインリッヒ特許状中の市民の出征義務 (155頁)。市領域への不入権 (Immunität; 155頁)。さらに1188年のフリートリッヒ1世特許状第18条の都市法の改正権 (169-170頁)。1308年のリユーベック司教との和解 (Vergleich) に基づく聖職者と市民との間での紛争についての裁判手続 (186頁)。紛争当事者間での和解の不成立の場合のみの裁判の許可 (402頁)。市参事会での不動産のAuflassungと質入れ、市民権の獲得、屋台店舗 (Verkaufsstände) の賃貸収入 (240頁)。聖職者による居住地域の拡大禁止 (273頁)。外来者裁判 (Gastgericht) (152頁, 375頁)。安全通行のための護衛 (Geleit) の市参事会による承認 (395-396頁) 等である⁽³⁷⁾。

逆に、普通リユーベック法ではなかったとされるのは、取引 (Handel) の自由 (152頁)、Heinrich特許状の主任司祭選挙権 (Pfarrwahlrecht; 154頁)、リユーベック市参事会の命令 (220頁) である。

このように、エーベルは普通リユーベック法について具体的に列挙するのではあるが、ただし、普通リユーベック法の定義自体を、管見の限り、彼は行っていない。さらに言えば、ハインリッヒ特許状に記載された「市参事会、フォークト」の在り方も、実はリユーベック法都市毎にかなりの偏差がある (223頁)。リユーベックでは、周知のごとく、14世紀には既に

(35) GöのXC, Hach1839, S.213. キール法典には、これに呼応する条文は無い。

(36) キール法典の第140条。Korlén1951, S.123. Cordes2022, S.161.

(37) 他に、242頁, 247-248頁, 272頁, 287頁, 355頁, 356頁, 405頁, 411頁等を参照。

都市君主の役職であるフォクト職が名目上のものとなっていったが⁽³⁸⁾、その他の多くのリューベック法都市では相変わらず都市君主の実効的な支配権が存続し続けていた⁽³⁹⁾。さらに細かい差異を指摘するならば、市参事会の人数もリューベック市等の24人程度に対して、市参事会員が数名だけの都市もあった(233頁, 235-236頁)。ましてや、自治定立法までをもその対象に含めると、その普通リューベック法の中身の曖昧さはますます大きくなる⁽⁴⁰⁾。それどころか、エーベル自身も普通リューベック法をリューベック法と記述しているように見える個所もない訳ではない⁽⁴¹⁾。

このように、エーベルの言う普通リューベック法は、その判断基準や定義において曖昧さを伴ってはいるが、しかし、この概念がさらに厳密に確定されうるならば、リューベック市を含め個々の都市の個別的な事情を排除した、全体的なリューベック法の基本的特徴を、理念型 (Idelotypus) 的に抽出することも可能とはなろう。

(38) リューベック市では、この任命権は既に13世紀には市に属したとされる(260頁)。さらに市役人として市参事会によって選ばれた[騎馬]フォクトもいた(260頁)。1226年のフリートリヒ2世特許状には、軍事的な保護者としての帝国フォクト (rector) が規定され、近隣の諸侯が次々とこれに任じられていたが、その保護の必要性がなくなると、この職務は後には帝国税 (Reichszins) へと転化していったようである(257-259頁)。

(39) 例えば、Frauenburg, Memel などのプロイセン都市では自治定立法の制定権は制限されていた(170頁)。

(40) 16世紀半ばとされる Das Neddreste Rechtboeck der Stadt Lübeck には普通リューベック法が採録されているとされる(216頁)が、筆者は未だこれを確認していない。

(41) 例えば「ここで挙げたリューベックの特権的な自由は、他のリューベック都市にとって効力も意義もなく、従ってリューベック法ではなかった。」(143頁)という表現である。この「リューベック法」は普通リューベック法と理解すべきであろう。他に172頁。しかし彼がリューベック法は「リューベック市参事会の意識的な創造」物であったと述べるとき(168頁)、それはリューベック市の法ということになろう。他に243頁。

(b) リューベック法都市における法源

上述のように、本書の法史的な意義の一つは、普通リューベック法および個々のリューベック法都市の固有の都市法を含め、その全体——その書名『リューベック法』にも象徴されるように——を構成する法源を本書において包括的・具体的に例示していることである。本書は、我々のように法を実証史的に研究しようとする者にとって、言わば海図としての役割を果たしてきていると言ってもよいであろう⁽⁴²⁾。

エーベルは、全体としてのリューベック法の法源として、第1に、普通リューベック法について論じた際にも言及した、特許状 (Privilegien) を挙げる。特許状には Handfeste と表記されているものもある。例えば、東ポンメルンのダンツィヒ (Danzig) の傍のエルビンク市が1246年ドイツ騎士団から授与された特許状 (81頁, 167頁) がそうである。その他に、近世以降において、リューベック法都市がその都市君主である領邦君主と締結した世襲協定 (Erbvertrag) も特許状と同じ効力を有していたようである。例えば、1573年のロストック市とメクレンブルク (Mecklenburg) 侯との世襲協定では、市の侯に対する世襲隷属が定められている (282頁)。

一つの都市が、その都市君主またはその近隣の領邦君主と、あるいは他の都市と締結した協定 (Vertrag) も、特許状と同様の効力を有していたとされる。例えば、リューベック法都市が近隣の領邦君主と締結したラント平和 (Landfriede) である。最古のものは、1283年のザクセン侯、ポンメルンおよびメクレンブルクの諸侯と、ヴィスマール、ロストック、シュトラールズント、Greifswald、シュテティン、Anklam 諸市の間で結ばれている (LUB 1, 446)⁽⁴³⁾ (363頁)。リューベック市も1333年にハンブルク市

(42) キール法典を13・14世紀のリューベック法の全体の中に位置づけるに際して、本書を利用させてもらったことを思い出す。

(43) LUB は Urkundenbuch der Stadt Lübeck, Teil 1-11, Lübeck 1843-1905. の ↗

とともにザクセン侯およびホルシュタイン伯とラント平和 (LUB 2,563) を締結している (297頁)。さらに市は1374年、皇帝カール4世から、市外での犯罪の容疑者の逮捕についての特権を得ている (362頁)。

同様の取り決めとして、他の都市や諸外国における市民の不逮捕特権を確認した司法協定 (Justizvertrag) (188頁, 279頁, 394頁) とか、ハンザ都市間で締結されたハンザ協定 (Hanserezeß)⁽⁴⁴⁾ やハンザ決議 (hansischer Beschluß)⁽⁴⁵⁾ がある。後者の二つには、市民の承認が必要であったとされる (183頁)。

法源として、第2に、市参事会が実質的に制定する自治定立法 (Willkür) がある (168-181頁)。自治定立法の制定については、市民集会 (borgertal, civiloquium, bursprake) (307頁) での公示 (Abkündigung) ——具体的には朗読 (Vorlesung) ——によって市民に周知されたこと、本来的には年3回の定期裁判集会在これに充てられたこと、が挙げられている (308頁)。我々の関心からすれば、市民集会での公示がない場合、その自治定立法はどうなるのかが気になる。このような場合、単に市参事会決議 (Ratsschluß) と呼ばれた可能性はある (283頁)。しかし、そのような決議であっても、それは自治定立法と見なされたのであろうか。すなわち、市参事会の決議によって自治定立法は成立したことになるのであろうか。これについてのエーベルの言及はない。なお、自治定立法を収録した法典 (Kodex) として、リューベック市であれば、前述の、キール法典, 1586年

↘ 略称である。

(44) 例えば、1259年の最古のハンザ協定 (LUB 1,247) (363頁), 1498年 (101頁), 1591年, 1614年のそれ (213頁) である。ハンザ協定と関連してハンザ法 (hansisches Recht) (368頁) という法領域もあるが、ここでは言及しない。

(45) これは、協定にまでは至らなかったということの意味するものであろう。例えば、1358年と1375年 (185頁), 1381年 (400頁), 1411年 (185頁), 1417年の決議 (399-400頁) 等がある。

の校訂法典 (Rev. StR.) とか, Burspraken (222頁) 等がある⁽⁴⁶⁾。

ところで, その名称が「規則 (または令) (Ordnung)」という文字で終わる法令もしばしば登場する。その例として裁判所規則, 警察規則, 税規則, 贅沢規則, 衣服規則, 救貧規則等がある。これらの規則が最初から自治定立法 (Willkür) とは異なるものとして意識されていたのかは分からない。14世紀初めの商人規則 (Kaufmannsordnung) は, 15世紀以降, 市参事会命令 (Ratsverordnungen) として定められた, ということは知られている (270頁)。このような規則の中でも, リューベックの市政にとって極めて重要な規則として, 13世紀末の市参事会選挙規則 (Ratswahlordnung) がある。その法文には, これがハインリッヒ獅子公によって命じられたと記載されているから, この規則はある意味では特許状ということにもなる。しかし, これは市参事会がその自己補充選挙制度を実質的に定めた規則である。市参事会は, 意図的にハインリッヒ獅子公を引き合いに出し, この規則を特許状のごとく見せかけた, とされる。いずれにせよ, 規則が, 上述のように15世紀以前には, 自治定立法とは異なる法令であると意識されていたのかどうかは明らかではない。そうであるとすると, 我々は両者を厳密に区別する必要はないであろう。

第3に挙げられるのが, 上述の市民協定 (222頁) である。これは, しばしば市参事会と市民 (Bürgerschaft) とが対立した時期に, 市参事会と市民の代表の間で締結されている。管見の限り, リューベック市では17世紀の市民協定を除けば1534年の J.Wullenwever (1488?-1537年) 市政下での市民協定のみである。リューベック市以外では, ヴィスマール市の16世紀末から17世紀初めの市民協定 (45頁, 369頁), シュトラールズント市の1616年の市民協定が挙げられている (54頁, 359頁)。ハンブルクの市民協

(46) ここでの Bursprake は, 編纂された法令集を指す (221頁, 312頁)。市民集會を意味する用語としての Bursprake については308頁参照。

定についての言及は殆どない。これはリューベック法都市ではなかったからであろうか。他には、Stolp市の1525年(65頁)、Anklam市の1608年(300頁, 305頁)、ロストック市の1680年(330頁)のそれぞれの市民協定が列挙されている。つまり、市民協定はリューベック市そしてリューベック法都市でも締結されている、ということである。

市民騒擾の解決のために、市外の権力者がこれに介入し紛争当事者に仲裁(Schied, Ausgleich)を勧めることもあった。リューベックでは1416年に、新旧市参事会のために皇帝の代理人および幾つかのハンザ都市の使者が仲裁判告(Schiedsspruch)(LUB 5,583)を行っている。これも、市民間の対立解消を目的としている点で、市民協定と共通すると考えることができそうである。なお、この判告は、リューベック市参事会が、16世紀に市内での元首的な(souverän)地位に到達することにも貢献したとされる(249頁)。

第4に、市参事会組織内の諸規則とか、手工業者・商人組合(Amt)の規約(Rolle)——市民集会での公示があったかは不明ではあるが——も法源である(221頁, 384-385頁)⁽⁴⁷⁾。このような規則の一つとして、Kanzler Albrecht von Bardewik [市長(1308-1310年)]によって「リューベックgemein市参事会の同意とともに」編纂された1299年のリューベックの船法(LUB 2,105)がある。船長と乗組員との法的関係や海難等について規定する船法・海法(Schiffs- und Seerecht)(181頁, 221頁)はハンザ商業にとって極めて重要な法源であるから、これに言及する必要があるが、本稿では割愛する⁽⁴⁸⁾。

(47) リューベック市では、市参事会の承認が必要であったようである(LG1988, S.315.)。

(48) エーベルの高弟ラントヴェーアは、1984年以降、海法史に関する論考を多数公表したが、これは師匠の研究をさらに発展させるという意図によるものだったのかもしれない。拙訳「ゲッツ・ラントヴェーア『16-19世紀のリューベック』

第5に慣習法である。エーベルは、法典、都市帳簿——リューベックであれば、後述のオーバー都市帳簿（Oberstadt buch）、市参事会裁判の判決も収録したニーダー都市帳簿（Niederstadt buch）（250-251頁）⁽⁴⁹⁾——並びに裁判帳簿、これらに記載された慣習法を挙げている。つまり、彼は成文の慣習法を念頭に置いているということであろう（219頁）。実際の市内での法生活においては不文の慣習法も存在していたはずであろうが、彼はこれをその研究対象には含めていない。慣習法とは、自治定立法として公認された、おそらく、それが故に都市帳簿類に記録された慣習法ということにもなる。これも彼が実証主義者であることの証拠かもしれない。

最後に、リューベック市参事会からリューベック法都市へ送付された法教示や、判決（法判告）も法源である（211頁，216-218頁）。これは受領された都市において、実質的に判例集として編纂されることもある（217-218頁）。これは、エーベルは明言していないが、普通リューベック法ということにもなるのであろう。

以上の法源をまとめると次のようになる。

【市外との関係】

特許状（世襲協定を含む）：都市君主から授与された諸特権

ラント平和：近隣の領邦君主，諸都市との取り決め

司法協定：市外における市民の不逮捕特権など

ハンザ協定，ハンザ決議：（ハンザ加盟の）諸都市との取り決め

【市内】

市民協定：市参事会と市民の代表（301-302頁）との間での取り決め

自治定立法，規則（Ordnung）：市参事会での作成，市民集会での公示（178頁）

法における法実務と法律学』、『近畿大学法学』，第48巻第3・4号，208-209頁。

(49) これは市書記または市参事会書記によって管理されていた。註(64)も参照。

判例：リューベック市参事会の法教示，法判告

商人組合，手工業者組合（Amt）の規約

成文の慣習法：法典，都市帳簿（417頁），裁判帳簿

（c）特許状の多様さと頻繁な発給

既に述べたように，リューベック法都市では，その多くが都市君主による建設であったからであろうか，その建設に際して市民自治を認める特許状を市民は得ていた。リューベック市はハインリッヒ獅子公および皇帝からこれを得，リューベック法都市はその都市君主——大抵は領邦君主——から得た。その特許状の内容は，基本的に，リューベック的な市民自治を認めるというものであった。ただし，ドイツ騎士団領の都市のように，それがマクデブルク法の場合もあった（78頁）。

ここで興味深いのは，エーベルが，特許状の授与が，リューベック法都市も含めバルト海沿岸の都市を，法的な意味での都市に昇格させた，と述べていることである（23頁）。ホルシュタインでも同様の例として Elbmarsch の Krempe 市が挙げられている（35頁）⁽⁵⁰⁾。換言すれば，彼は，常識的には村落とも呼びうるような集落であっても，上記のような特許状を得るのであれば，それは都市となるとする。このような定義は，他の歴史諸科学の定義とは異なるであろう。これは，エーベル法史学の独自性ということにもなるのであろうか。

さらに，エーベルの詳細な記述から見えてくることは，都市君主からの特許状の授与は一回限りではない，ということである。自由帝国都市リューベックについては，建設時期の，1163年のハインリッヒ獅子公の特許状（1225年，書き直し），1188年の皇帝フリートリヒ1世の特許状，1226

(50) その他，リューベック法と関係する都市および商館について，24-102頁。

年の皇帝フリードリヒ 2 世の特許状 (= 帝国自由文書) は良く知られているが、実は、市はその後も皇帝や教皇から様々な (異なる) 特許状を得ている。15 世紀末までの特許状としてエーベルは以下のような事例を挙げている (142-143 頁)。

1246 年, 皇帝 Friedrich 2 世による帝国市 (nundinae generals) の承認 (LUB 1,76)。

1249 年, 教皇 Innozenz 4 世による不移民特権 (non evocando) (LUB 1,145)。

1274 年, 国王 Rudolf 1 世による, 市が決して質入れされたり譲渡されたりしてはならないという約束 (LUB 1,356)。1350 年, 1355 年, 1380 年の繰り返しの承認。

1275 年, 国王 Rudolf 1 世からの, Preußen, Livland その他帝国に帰属する地域における, リューベック商人の Morgensprachen 開催権の授与 (LUB 1,366)。

1366 年, 皇帝 Karl 4 世の, 教会禄の推挙 (Präsentation) についての約束 (LUB 3, 594)。

1374 年, [Karl 4 世による] リューベック市長の, ラント平和事案についての Reichsvikar への任命。すべての外部の領邦での Landfolge および追跡権 [の授与] (LUB 4,222) [(362-363 頁)]

1393 年, 国王 Wenzel の宣言。強盗に捕らえられたリューベック市民が発するすべての指示および約束に拘束力なし。[請戻しも不可 (LUB 4, 587)] (405 頁)]

1470 年, 皇帝 Friedrich 3 世からの, リューベック市民の外部の裁判強制, 特に Westfalen の自由裁判所 (Freigericht) からの, 明白で完全な自由 (LUB 11,672) [の授与。不移民特権 (150 頁)]。

1494 年, 宮廷裁判所への控訴特権 (Appellationsprivilegien)。最低額は 40 Gulden。

1544 年, 200 Gulden, 最終的に 1588 年, 500 Gulden への引き上げ。

ただし, 注意すべきは, リューベック市では, 12・13 世紀の特許状が

——1274年の Rudolf 1 世の特許状を除いて——同一内容において更新されることはなかったようである、ということである。しかし、他のリューベック法都市の場合にはそうではなかった。確かに「リューベックの自由と特権」が都市君主である領邦君主から授与されてはいたが、この君主の支配自体はその後も存続した⁽⁵¹⁾。つまり、これらの都市では基本的に同一の内容の特許状が繰り返し承認そして——おそらく新君主の即位に伴ってであろうが——更新された、ということである。例えば、ロストック市の場合、その特許状は Heinrich Borwin 1 世 (-1227年) から授与されたが、これは1252年、1323年、1325年、1348年、1349年、1374年、そしてその後も、繰り返し承認され続けている(42-43頁, 149頁)。他のリューベック法都市も同様である⁽⁵²⁾。このような市民と都市君主との関係が、市民騒擾のような都市の危機に際して都市君主の介入を招く、またはその介入を市参事会自体が懇願する契機にもなったのであろう。リューベック市も、自由都市とはいえ、皇帝との臣従関係を一貫して維持していたのであり、これが、例えば、1408-1416年の市民騒擾において、新旧の市参事会が皇帝の宮廷裁判所において争い、これに皇帝(国王)が介入し(LG1988, S.255-

(51) ドイツ騎士団からエルピンク市に授与された1246年の特許状および Memel 宛の1254年の特許状では、市民の出征義務には市の防衛のみならずラントの防衛も義務付けられている(155頁)。

(52) 本書について詳細な書評を行ったクラウゼは13世紀の皇帝の特許状の、帝国官房の関与なしにリューベック市参事会によって行われた書き換えについて否定的な見解を提示している。Hermann Krause, Rezension, W.Ebel, Lübisches Recht, I, in ZRG.GA, 89.Bd., 1972, S.295-306。しかし、これらの特許状は1回限りの授与であったこと、市参事会には当時既に法学識ある市書記もいたこと、そして前述の13世紀末の市参事会選挙規則等を考慮すれば、市参事会による書き直し—改竄—も可能であったと言えるであろう。註(7)の Am Endeによれば、改竄者は Domherr の Marold とされる(S.33)。なお、書評としては他にクレージュのものもある。Karl Kroeschell, in Blätter für deutsche Landesgeschichte Neue Folge des Korrespondenzblattes Bd.107, 1971, S.516-518。

257), その代理人 (Bevollmächtigten) がその仲裁の仲介を果たした (249 頁) ことにも現れている。要するに, リューベック市の肩書である「自由帝国都市」の「帝国」も, まさに皇帝への直属によって, 市参事会が市の自由を確保しようとしたことを意味するのであろう。

(d) リューベック法の新規性

エーベルは, ゴースト (Soest) 市およびケルン (Köln) 市の都市法のリューベック法の影響については否定的である (130頁)。むしろ, リューベック市の近隣において妥当する農村法としての——特に裁判制度における——ホルシュタインのラント法 (134頁, 347頁, 374頁), ノイミュンスター (Neumünster) 教区慣行 (347頁) とか, バルト海の交易を担っていた普通商人 (gemein Kaufmann) の慣行, シュレスヴィヒ (Schleswig) 法等のリューベック法への——おそらく生成期において, であろうが——影響を指摘する (130頁)。一方で, 彼は, ザクセンシュピーゲル・ラント法 (179頁, 182頁), その都市法としてのマクデブルク (Magdeburg) 法に対するリューベック法の新規性にも言及している⁽⁵³⁾。

ただし, 管見の限り, ザクセンシュピーゲル・ラント法とホルシュタイン・ラント法の質的な違いはさほど大きくないように見える⁽⁵⁴⁾。後者については, まだ十分検討されていないようであるが, この二つの法は, 基本

(53) W.Ebel, Über die rechtsschöpferische Leistung des mittelalterlichen deutschen Bürgertums, in Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europe, Verträge und Forschungen XI, 1966. この論文については, 林毅『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂 1977 年, が子細に言及している。

(54) 拙稿「12・(1)3世紀のホルシュタイン伯領における権力構造とその変遷——中世都市法と農村法との比較研究に向けて——」, 『阪大法学』, 第133・134号。「ノイミュンスター教区慣行における不動産法」, 佐藤篤士先生還暦記念論文集刊行委員会編『歴史における法の諸相』, 敬文堂 1994年, 所収。

的に農村法としての共通性を持っていたと言える。そうであれば、リューブック法、特にリューブック市の法はザクセンシュピーゲル・ラント法を踏まえつつも、都市的な生活に適うようにこれに修正を加えていったと考えるべきではなかろうか。すなわち、城壁で囲まれた狭い空間において、商人や手工業者の市民たちが生活するように、である。特に民法については、これは確実にそう言える。普通商人の慣習や商業都市シュレスヴィヒの影響は言うまでもない。従って、エーベルのように、リューブック法のザクセンシュピーゲル・ラント法に対する新規性を——21世紀の今となってはもはや、ということであろうか——それ程強調しなくともよい気もする。その新規性を強調するのであれば、むしろ農村法にはなかったリューブックの自治定立法、特に市民自治に関わる「市民協定」等を挙げるべきではなかろうか⁽⁵⁵⁾。

リューブック市の周辺地域の農村法や慣習法に比べて、外国法であるローマ法や教会法については、周知のごとく、旧来「ゲルマン法のローマ法に対する独自性」という観点からしばしばリューブック法の持つ、皇帝法（ローマ法〔学〕）に対する独自性が指摘されてきたが、本書では、結論的に言えば、13・14世紀のリューブック法のその独自性は、余り強調されてはいない（251頁，326頁，407頁，430頁）。ただし、ローマ法の時効の中断（usurpatio）制度はリューブック法ではない（325頁）とか、「～はゲルマン的な観念」であるといった表現（392頁）とか、13世紀の教会の影響を排除しようとする中で市参事会——または2人の市参事会員——の面前での遺贈が登場した（413-416頁）とか、都市帳簿の証拠力は「ゲルマン的」な裁判証明の模倣である（435頁）といった言説も散見はされない訳ではない。ただその一方で、ローマ法や教会法を学んだ——外交官としても

(55) ただし、市民協定と似た村規約が存在するのであれば、こちらも同様に注目する必要はある。

期待された——法学識者が13世紀から市（参事会）書記として、14世紀にはさらに法律顧問（例えば、1310年、Wilhelm von Bardewik）として任用されていることも指摘されており（250-252頁）、エーベルはローマ法や教会法に対するリューベック法の独自性にさほど拘ってはいない。ただし、ローマ法の受け入れは、無原則ではなく、13世紀末に導入された後見法⁽⁵⁶⁾も、それは、リューベック市参事会の自主的な判断に基づく自治定立法化（Verwillkürung）であるとされる（180頁、182頁）から、これによって市参事会の主体的な対応が強調されていることにはなる。

近世における、ローマ法の本格的な継受期についても、確かに、ローマ法の知識のある代言人（337頁）、15世紀のローマ法を学んだ市参事会公証人（Ratsnotar）の登場が語られ（430頁）、ローマ法学が確実に法実務家の間に浸透していったことが述べられているが⁽⁵⁷⁾、しかし、例えば1586年の校訂法典のように、それは法律用語のローマ法的な表現に止まったとされ（183頁、214-215頁）、エーベルは、総体的に、リューベック法の独自性を強調しているという印象は受ける。特に、校訂法典は、ローマ法の継受を目的とするものではなく、古来のリューベック法を明確化しようとしたにすぎないとされる（216頁、285頁）。なお、カロリーナ刑事法典（1532年）は校訂法典の時期には知られている（215頁）。エーベルによれば「ゲルマン法のローマ法に対する独自性」は、むしろ近世になって強調されるようになった、ということになるのであろうか。

教会法について、彼は余り言及してはいない。リューベック司教の権力が最初から脆弱であり、既に1227年には市参事会は教会への土地の売却や寄進を禁じていたのみならず（273頁）、1317年、リューベック市とそれま

(56) キール法典の第206-207条（Korlén1951, S.143-144. Cordes2022, S.117-119）。

(57) 1510年頃の v. Stitenscher Kodex（207頁）。

で激しく対立していたリューベック司教 Burkhardt von Serkem⁽⁵⁸⁾ が死去した後は、市に好意を寄せる司教が就任するようになったとされるから (LG1988, S.274-290), カトリック司教のリューベック市への影響, すなわち, 教会法の影響は大きくなかったということであろう。婚姻法については, 16世紀の宗教改革とともにその世俗化が一層進んだとされる (183頁, 279頁)。

(2) 市参事会と市民 (Bürgerschaft)

上述のように, 特許状が市民自治の展開のための法的基盤ではあったが, しかしリューベック法の中核を成すのは, 市民 (Bürgerschaft) とその代表機関である市参事会が制定した自治定立法 (Willkür) である。この自治定立法はどのように制定されたのであろうか。我々は, リューベック市であれば, 市参事会が——一方的に——自治定立法を定め, これを市民に命じ遵守させたのだらうと考えがちであるが, そうではないようである。

(a) 自治定立法の妥当根拠としての市民誓約 (Bürgereid)

エーベルは, 中世都市の自治定立法の妥当根拠が, 都市君主から下される法命令 (Rechtsgebot) ではなく, 市民がこれを遵守することを前もって誓約していたこと, すなわち市民誓約 (Bürgereid) の履行にあったとする⁽⁵⁹⁾。この市民誓約については, 周知のごとく, エーベルは既に Bürgereid als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrechts, Weimar 1958. において論じているが, こ

(58) 1308年, この司教と市の間で和解 (Vergleich) が成立した (186頁)。

(59) 182頁, 189頁。市民誓約の履行とその内容, 市参事会への忠誠と都市法への服従について 280-282頁。

れが本書でも活用されている⁽⁶⁰⁾。その他に、市民の義務として、エーベルは、市参事会による自己補充選挙⁽⁶¹⁾の承認(231頁)とか、刑事裁判によって市参事会によって下された刑罰——晒し刑などの名誉刑並びに都市追放刑——への服従などがあったと言う(364頁)。

このような市民の義務は無論上層市民である市参事会員にも課せられてはいた。市参事会員(Ratsherr)とは、前述の13世紀末とされる市参事会選挙規則によれば⁽⁶²⁾、自由民(nemens egen)にして良き評判であり、自由民の母から生まれた嫡出の者、ならびに市城壁内に不動産を完全な所有権において所有すること(torfacht egen),すなわち、完全市民(Vollbürger)であること、換言すれば、聖職者、隷属民または手工業者ではないことを、その資格(270頁)としていた。彼らは完全な免税⁽⁶³⁾と警備義務(287-288頁)の免除も認められていた(238-240頁)。このような特権的な地位にある市参事会員が行政・立法・司法を掌握していたのであるから(303頁)、これはリューベック市参事会の寡頭制(Oligarchie)的な統治とも呼ばれるのである(249頁)。

エーベルによれば、確かに政治権力は基本的に市参事会の掌中にあり(303頁)、リューベック市参事会とその市参事会員は特権的な待遇を享受してはいたが、しかし自治定立法の妥当根拠は、市参事会の政治的な権力ではなく、上述の、市民の自治定立法の遵守についての前もっての誓約にあった、とする⁽⁶⁴⁾。つまり、市参事会の統治は、封建的な支配、すなわち、

(60) 林毅『ドイツ中世都市法の研究』創文社1972年、参照。このような法的観点も含めて、法発見、締結(自治定立法)、法命令という視点から、エーベルがドイツ法史を論じた作品が註(4)の『ドイツ立法史』(1985年)である。

(61) 市参事会選挙の方法の説明は232-233頁。

(62) Korlén1951, S.168. Cordes2022, S.264.

(63) 市参事会員の納税完了の誓約について289頁。

(64) 市参事会も、後述するように、市民を保護する義務を負っていた(290頁)。

領主の隷属農民に対する支配とは異なるということでもある。

(b) 市参事会による寡頭制 (Oligarchie)

では、リューベック市参事会の支配体制はどのようにして確立したのであろうか。エーベルによれば、1201年、市参事会員 (consules) が文書の証人として初出 (LUB 1, 9) することから、そもそもリューベック市参事会は1159年から1201年の間に成立したと推定する (225頁)。ただし、それは、後述のように「建設企業者団」説に見られるような市参事会ではなく、市民的な委員会であり、市参事会の寡頭制も漸く13世紀末になって完成したとする (227頁, 243頁)。そしてその証拠が13世紀末の市参事会選挙規則であると (229頁)⁽⁶⁵⁾。

しかし、エーベルは、この寡頭制が確固たる法的基礎——例えば、都市君主の特許状によるということであろうか——を持つ体制ではなく、市参事会は、市民の、上述の市民誓約に基づく、協力も必要としていたとする (292-293頁)。

市民は上記の義務と並んで納税および警備義務も課されており (287頁)⁽⁶⁶⁾、ここから市民の市政への——場合によっては積極的な——関与も容易に理解されうることになる。エーベルによれば、自治定立法の制定の際にも、おそらく市参事会での——法案?——審議のためであろうか、上(中)層市民 (oppersten, maiores, iurati, discretiores など) がしばしば招聘されている (174-176頁, 298頁, 312頁)。無論、このような市民の協働は慣行——市参事会の政治的な判断——であって、立法に必要な不可欠な

(65) LG1988, S.346.

(66) 完全市民ではない市民、市民権のない住民 (Stadtbewohner) (277頁)、市民とはなりえない者などについては、272-277頁参照。なお外来の、よその都市の市民である商人は、商業振興という観点から——一定の範囲内で——法的な保護を享受した (278-279頁)。市民権の放棄および剥奪については、285頁。

手続ではなかったが、しかし開戦、条約、財政などの重要事項では——運命共同体ということであろうか——市民の同意が必要であったようである(294-301頁)。このような市民の積極的な関与を法的に確定させたのが、上述の市民協定でもある(305頁)。

ところで、「(2)リューベック都市における法源」の個所で、自治定立法は実質的に市参事会によって制定された、と筆者は述べたが、これは無論市参事会が恣意的に法令を制定することができたという意味ではない。自治定立法が正式に成立するためには、市民に当該法令を朗読し周知させる必要があり、その場が市民集会であった⁽⁶⁷⁾。これは、自治定立法は市参事会の決議において成立し、市民集会はその公示の場にすぎなかったのか、それとも市参事会において作成された法案が市民集会での公示——実は賛同——をもって成立したのか、という疑問を抱かせる。よく分からない。市参事会がそもそも市民的な委員会から出発し、その法案作成において市民の代表が招聘され、市の重要な案件では市民の同意が必要とされたというエーベルの言説を考慮すれば、筆者には、本来的には、自治定立法の制定には市民集会での賛同が必要だったのではないかという印象を受ける。確かに、これは、余りにも近代法の成立過程に引き付けた理解ということになる。エーベルも、市民集会において市民は自治定立法の聞き手として、その遵守を誓うという受け身的な立場であったとは言う(316頁)。しかし、そうであったとしても、全体として、エーベルは、立法については、市民の——暗黙にせよ——了解の下に制定された、と言っているように筆者には思える。

リューベック市参事会の寡頭制が固定的なものではなかったことは、既に1380-1384年の食肉商の蜂起、1408-1416年の市参事会員の追放、といっ

(67) Borgertal と呼ばれる(178頁)。朗読は17世紀以後廃止され、掲示による公表となる。ハンブルク市では朗読が1810年まで存続した。313-314頁。

た市民騒擾が示している。前者の場合でも既に市参事会の自己補充選挙制が市民の攻撃に晒されており、後者の場合には、市民が市参事会員を自ら選挙する事態も生じている(228頁)。言い換えれば、市民は、そもそも、自らを、市参事会に対して受動的にその統治を受け入れるにすぎない存在とは見ていなかった、ということである。まさに、これが市民誓約には集約的に表現されていると言えなくもない。

筆者も——少なくとも立法については——市参事会統治体制が確固とした寡頭制ではなかった、というエーベル説に賛成する。ただし、リューベック市の行政機構を、近隣のハンブルク市のそれと比較するとき、リューベック市参事会統治の強固さには目に見はるものがある。特に財政については、そうである。なぜなら、一般市民を、1665年の市民協定である金庫協定(Kassarezeß)まで、財政(財務局(Kämmerei))に一切関与させてはいないからである。ただし、ハンブルクでもそうであったように、リューベック市参事会も常に——特に、財政がひっ迫してくれば——市民の協力を求めざるを得なかったことも間違いない。さもなくば、市民騒擾を招くこともあるからである(228頁)⁽⁶⁸⁾。なお、市参事会員が就任する重要な官職として、財務官(Kämmereiherrn)(373-374頁)の他に、リューベックでは、ワイン官(Weinherren)、裁判官(Gerichtsherren, Richteherrn)、罰金官(Wetteherren)(356-359頁)、厩舎官(Marstallherren)があり、これらは大市参事会職(große Offizien)と呼ばれたが、これらの官職の権限も、市民の関与によって、制限・弱体化されることはなかったようである(236-237頁, 372頁)⁽⁶⁹⁾。

(68) 「市参事会からの手工業者(および彼らに匹敵する者)の排除は、繰り返し市民的な騒擾の最も強力な導火線を提供した」(230頁)。ヴィスマール市では、市参事会員自体がその騒擾を引き起こすこともあった(246頁)。

(69) 重要な官職として、本来的には市参事会員ではないが、15世紀半ば以来、市長に次ぐ地位を占めるようになる法律顧問(Syndicus)職がある(251頁)。↗

以上のように、15世紀以降、特に宗教改革時に、市民に財務局に関与させるようになったハンブルクの市参事会の行政機構に比べれば⁽⁷⁰⁾、リューベック市参事会のそれが堅固であったという印象を受けるであろう⁽⁷¹⁾。

(c) 「建設企業者団 (Unternehmerkonsortium) 説の否定

エーベルは、1159年のリューベック市の建設が、前述のように、後の市参事会員に繋がる人々によって担われたとは考えていない。すなわち、レーリヒの「建設企業者団」説を否定する(158頁, 162頁, 225-227頁)⁽⁷²⁾。彼はその根拠として、建設企業者団が市参事会であったことが証明されていないこと(21-22頁)、これについて言及した14世紀末のDetmar年代記(Weltchronik)も1380-1384年の食肉商の蜂起に対して市参事会の統治の正当性を主張すべく書かれた書物にすぎないこと、などを挙げている(225頁)。

では、誰が市の建設を担ったのかと言えば、彼は、1159年、Löwenstadt(1157年建設)からリューベックへ戻ってきた市民からなる委員会(Bürgerausschuß)であったと推測する(20-21頁)⁽⁷³⁾。この市民委員会が12

↘ その他の重要な市役人としては、市書記(=市参事会書記)、騎馬フォークト(Ausreitervogt; 261頁以下)等がある。

(70) 1529年の「長い協定」。拙稿「中世都市法(自治定立法)としての『市民協定(Rezeß, Bürgerrezeß)』」(註15参照), 392-397頁。

(71) 軍制についての言及も必要であろうが、本稿では市民軍については割愛している。

(72) 建設企業者団説については、フリッツ・レーリヒ/瀬原義生訳『中世の世界経済』未来社1969年。同/魚住昌良・小倉欣一共訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』創文社1978年を参照。本書では、この説の賛同者として von Brandt も挙げられている(435-436頁)。Ahasver von Brandt, Stadtgründung, Grundbesitz und Verfassungsanfänge in Lübeck, in Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde, Bd.36 1956, S.72-95.

(73) Bernhard Am Ende, Studien zur Verfassungsgeschichte Lübecks im 12. und 13. Jahrhundert, Veröffentlichungen zur Geschichte der Hansestadt ↗

世紀末に市参事会へと発展し、13世紀末までには、その市内における政治的な権力を、中下層の市民——手工業者以下——を排除し⁽⁷⁴⁾ 確立させていく、ということである(227-229頁)。繰り返しになるが、これが13世紀末の市参事会選挙規則には象徴的に示されている、ということでもある(229-230頁)。

(d) リューベック市参事会の法務活動

本書の「第2冊 リューベック法都市」の最後の部分(382-438頁)では、「法行政(RECHTSVERWALTUNG)」という見出しの下に、「経済行政(Wirtschaftsverwaltung)」、「平和維持(Fridenswahrung)」、「法支援(Rechtshilfe)」、「都市帳簿(Stadtbuchwesen)」といった市参事会の法務活動が言及されている。エーベルは、これらが、それまでには——市成立以前には、ということであろうか——知られていなかった新しい行政分野として、「市民的な権利および市民的な共同体内での法平和」の維持を目的としていたとする。そしてこれが近世絶対主義国家、近代の自由主義国家における行政へと引き継がれたと言う(382頁)。つまり、ここで、リューベック法都市の、まさにその歴史的な新規性が論じられている。

エーベルは「経済行政」の個所で、「法の平和の維持、訴訟の回避および既得権の証拠確保、他では罰せられないままの違反行為の追求、犯罪の撲滅、弱者および貧者の行政による保護、[並びに] 価格、賃金及び商品品質、貨幣・度量衡、船舶航行・取引・営業の自由、仲買人制度、家屋建築、祝祭・衣服の華美贅沢、への監督および当局による規制」を都市にお

↘ Lübeck Reihe B/2, Lübeck 1975. 拙稿「12・(1)3世紀のリューベック市における市民知の展開 —B・アム・エンデ説の検討—」、『近大法学』, 第31巻第1/2/3号。

(74) キール法典第128条。Korlén1951, S.119. Cordes2022, S.76.

ける予防措置として列挙し、「良き警察 (guten Polizei)」がここでは実現されていたとする (382頁)。近代的な意味での取引の自由との関連で言えば、このような自由はリューベック法都市においては成立しておらず、取引や営業は市参事会、手工業組合 (Amt) の統制下にあった (383-390頁) ということであろう。社会経済学の門外漢である筆者は、これを現代的な「社会的市場経済」の先駆けと見るべきか、それとも単に「統制経済」のそれと見るべきか悩むところではある。法的な観点からすれば、少なくともエーベルによれば、リューベック法都市では、公正な市場取引が追求・重視されていたということであろう。

「経済行政」に引き続いて「平和維持 [行政]」(391頁以下) が論じられる。リューベック法諸都市でも、市内外での「自己救済と復讐」および「私闘」を処罰し禁止する——すなわち、平和を維持する (400頁)——ことが、市参事会によって発せられた「平和命令 (Friedegebot)」(393頁)、逮捕拘束を禁じる「護衛 (=安全通行: Geleit)」(394頁)、およびハンザ都市間での司法協定 (Justizvertrag) の締結 (同頁) 等によって、図られたとする。平和命令に違反する場合には、高額の罰金刑、追加的に都市追放刑も科されている⁽⁷⁵⁾。平和命令が平和的な解決には至らず、遂には裁判が開始されるとしても、市参事会や裁判官らはなおも訴訟当事者に和解を勧めている⁽⁷⁶⁾。

「護衛」については、これは最初口頭による願い出によって行われていたが、後にはこれについての護衛状が作成されたことが指摘されている。これと関連して、護衛者に対する暴力行為、逆に護衛者による違法行為、そもそも護衛を受けることのできない者——例えば、帝国追放者などの平

(75) ただし暫定的に発せられる平和命令を除く (393頁)。

(76) リューベック法都市の Reval ではこれが強制された (400-403頁)。

和喪失者——、並びに護衛の懇願方法等も言及されている(396-399頁)⁽⁷⁷⁾。

次の「法支援」では、市内外における法的事案等での市民に対する市参事会の支援が言及される。例えば、市民が死亡しその相続人が不在の場合の、被相続人の遺産の1年間保管、市外で市民の財産が差し押さえられた場合の使者の派遣、最近親相続人——嫡出であること——についての証明書⁽⁷⁸⁾の発行⁽⁷⁹⁾とか、拘束された——13世紀にはしばしば禁止されたが——市民の解放(請戻し)等である(403-404頁)⁽⁸⁰⁾。このような法支援は市参事会のみならず、その現場に居合わせた市民にも義務として課せられている⁽⁸¹⁾。さらに、市内では、市参事会は孤児⁽⁸²⁾や寡婦に対する保護、死者の遺言執行人の任命も引き受けている。

最後は「都市帳簿制度」(417頁以下)である。ここでは、1227年のリューブック市の——行方不明となっているが——*liber civitatis*を初めとして、リューブック法都市では、これが「市参事会 *denkel* 帳簿、都市法および自治定立法帳簿、特許状および書類(書簡)帳簿、誓約および市民帳簿、罰金および復讐放棄帳簿、裁判帳簿、不動産・定期金および債務帳簿、会計局および徴税(直接税、間接税)帳簿」(417頁)等の様々な分野の帳簿へと分化していったことが述べられている⁽⁸³⁾。

リューブック市については、1276年の市の大火災後の翌年に債務帳簿が

(77) その他に債務による逃走、債務拘束についても言及されている(399-400頁)。

(78) その証明は宗教改革後、教会の記録簿からの抜粋が利用された(411頁)。

(79) 他に、関係する都市への支援を依頼する書面(*tovorsichten*)の発送など(408-410頁)。

(80) ただし、市の防衛によって被った市民の損失を補償する義務はなかったようである(406頁)。

(81) 1340年のWismarの自治定立法(406頁)。

(82) 1633年以前に設置された孤児官(*Waisenherren*; 407頁)。

(83) *liber civitatis*は「市参事会の面前で手続された」事案に永続的な意義を与えるものであったとされる(418頁)。

登場し、この管理は——おそらく市参事会によって——1人の書記に任せられたとされる。この帳簿は、前述のように、後に、13世紀末の不動産登記簿（オーバー都市帳簿）の成立とともに、1325年以後はニーダー都市帳簿（NSTB）と呼ばれるようになり、市参事会の判決もこの帳簿に記録されるようになる（418頁）⁽⁸⁴⁾。不動産に関わる法律行為（処分、質入れ、定期金設定）は市参事会の面前で行われたから、これが登記強制に繋がったとする。債務請求のための債務帳簿も設置されていたが、やがて商人の商業帳簿、仲買人（Makler）帳簿がこれに代わり、債務帳簿は「家族法および相続法に関わる契約、和解¹⁸、やむをえぬ事由（Echt）の証明、最近親相続人（Nächst）の証明（保証に関する）、持参金約束、全財産の質入れ、醸造釜（Braupfannen）と Schiffsparten、子供金（Kindergeld）の支出、証人の指定、女商人の宣言、後見人と遺言執行人の辞任、保証、破産等に限定されていった（sich reduzierte）」とされる（433頁）。いずれにせよ、都市帳簿の中で、特に不動産帳簿、質帳簿、債務帳簿は市民に当該法律行為を証明する（433頁）法的支援として役立った⁽⁸⁵⁾。

なお、15世紀以来、不動産帳簿ではなく、これを管理するローマ法を学んだ市参事会公証人（Ratsnotar）の面前で、法律行為についての文書を作成してもらう慣行が広がり、これが登記強制と同様の効果を持つようになったとする（430頁）。

以上のような市参事会による「経済行政」、「平和維持」、「法支援」、「都市帳簿」といった行政サービスがまさに市民、特に商人の取引の安全に役

(84) その他の、リユーベック市およびリユーベック法都市の帳簿類について419-427頁。

(85) 当該法律行為に瑕疵があったとしても、登記の内容に影響せず、後者は裁判の持つ既判力と同等の効力を有するものとされた。434頁、436頁。登記料の起源としての平和金（Friedeschillinge）、および登記料の市参事会書記による徴収（1270年以後）について437頁。

立ったであろうことは間違いない。確かに、これらの行政行為は、その基本において、近代および現代国家のそれに通じる内容であった、つまり、中世都市の新規性の一つであったとすることができるであろう。

(3) リューベック市における裁判制度

以上、リューベック市における立法および行政についてのエーベルの言説を見てきたが、最後に、リューベック法をめぐる法的な争いに決着を付け、それによってリューベック法の内容を確定させる役割を果たしたリューベック市の裁判制度も概観しておこう。

(a) フォークト裁判 (Vogtgericht) と市参事会裁判 (Ratsgericht)

リューベック法都市では、都市君主の役人であるフォークトによって開催される裁判、すなわちフォークト裁判 (Vogtgericht, Vogtding) と——リューベックであれば、ハインリッヒ獅子公の特許状によって認められた——市参事会の裁判 (Ratsgericht) の2種類が存在したが、リューベック市では、前者のフォークト裁判が、市参事会を頂点とする市民自治の発展と展開とともに、市参事会の裁判機構の中へと吸収されていく過程が進行した。これは、フォークト職が実質的な意義を失っていくことも意味した⁽⁸⁶⁾。この在り方は、都市君主の支配が実質的に存続し続けた大半のリューベック法都市とは決定的に異なるものであった。

リューベック市の建設時には、フォークト裁判としては、定期的で開催される定期裁判集会 (placitum legitimum) と、不定期で開催される不定期裁判集会が存在していた。これらのフォークト裁判での手続は、周辺の農村の裁判とさほど異ならなかったとされる。すなわち、定期裁判集会は

(86) 詳細については次項(b)参照。

フォークトによって年3回定期的に開催され、不動産を所有する住民 (possessor proprii caumatis) ——ラント法に基づく裁判であるから市民でなくともよい (319頁) ——が参加し、主に世襲財産に関する争い (319-321頁) が裁かれた。この集会では、特許状の確認——朗読であろうか——も行われたようである (318頁, 327-328頁)。一方、不定期で開催裁判される——一般的には、こちらがフォークト裁判と呼ばれる——裁判は、一定数の判決発見人を伴う裁判であり、これは農村法であるホルシュタインのラント法に由来していた⁽⁸⁷⁾。判決発見人の代表者 (rechtdeler 等) は、やがて特定の人々——代言人とか——に固定化されていった (134頁, 329頁, 374頁)。参審人 (Schöffen) は存在しなかったとされる (294頁)⁽⁸⁸⁾。

以上のように、フォークト裁判について「... とされる」といった曖昧な記述に終始せざるを得ないのは、リユーベックでは、その裁判帳簿が1813年のフランス占領の終了後に散逸し (420頁)、フォークト裁判が実際どのように進行したのかは必ずしも明らかではないからである。ただし、16世紀以降については、フォークト裁判の後継機関である下級裁判 (Niedergericht) において、法廷に立たない数人の——法学識のある——代言人が判決作成に当たった、ということが知られている (349頁)⁽⁸⁹⁾。

一方、市参事会が制定する自治定立法 (Willkür) の違反⁽⁹⁰⁾ についての裁判は、フォークト裁判ではなく最初から市参事会によって行われていた (328頁, 360頁)。これが市参事会裁判であった。エーベルによれば、この裁判に服することを誓約した人々に対してのみ、そこでの判決や決定は拘束力を有していた (354頁)。ここで興味深いのは、市参事会は提訴された

(87) 裁判手続については 347-348頁。

(88) 拙稿「中世都市リユーベックに参審人はいなかったのか」、『法学雑誌』(大阪市大), 第54巻第1号。

(89) これに対する市民の苦情について 350頁。

(90) 刑罰はむち打ちを伴う晒し刑などである。329-330頁。

または控訴されてきた事案であっても、まずは訴訟当事者間での和解を勧めたとされることである(401-402頁)。つまりエーベルによれば、市参事会は民事事案では平和的な紛争解決を常に心がけていた、ということでもある(367頁, 401頁)。

なお、軽微な自治定立法違反の場合には、市参事会は原告がいなくとも、召喚された違反者に——恩赦を与えることがなければ——一方的に審理し判決を下すという、ほとんど行政行為に近い裁判を行うようになっていったらしい(354頁)。さらに、このような事案は市参事会の一つの官庁である罰金官庁(Wette)でも——罰金官(Wetteherren)によって——裁判が行われた(345頁)。

(b) フォークト裁判の後継裁判としての下級裁判(Niedergericht)

フォークト裁判は、リューベック市では市民自治の発展とともに変質していった⁽⁹¹⁾。エーベルによれば、市参事会裁判の管轄は、フリートリッヒ1世がその特許状において市参事会に法修正権を認めることによって拡大していった(345頁)。その管轄対象は最終的に民事・刑事事件のすべてに及ぶことになった。ただし、市参事会による刑事(=流血)裁判権(330頁)の獲得は、市参事会への上級裁判権(iudicium maius)の授与、または市参事会によるその購入によったとされる(360頁)。前述のように、1374年には、リューベック市は皇帝カール4世からラント平和法による容疑者の逮捕権を取得している(362-363頁)。

フォークト職への任命も既に1226年以後は市によって行われるようになった。さらに1243年の文書(LUB 3,3)では、フォークト裁判への2人の市民の陪席が記載されており、フォークトは、この2人の市民——おそ

(91) リューベック法都市でのその変遷について、260頁以下。

らく市参事会員であろうが——の陪席が無ければ、その裁判——フォークト裁判——も開催できなくなっていた⁽⁹²⁾。この2人の市参事会員の陪席は、フォークトがリューベック法を正しく適用しているかを監視するためであったとされる(259-260頁)。

14世紀になると、リューベックでは——その経過は詳らかではないが——フォークト自体が任命されなくなり、このフォークト裁判は、2人の市参事会員(Richteherrn)(262頁)と裁判書記(333-334頁)——差押え、Inweldigungen, Besaten等々の裁判では、後者による単独での裁判指揮(262頁)——によって開催されるようになっていった(332頁)。それとともに、フォークト裁判自体も、市参事に属する「下級裁判(Niedergerecht)」と化し、そこでは市参事会員である1人の裁判官が主宰するようになった(262頁)。このような展開はリューベック法都市でも——多少の違いを伴いつつも——看取されるようではある(263-269頁)。なお、リューベック市では、フォークトの名称そのものが、別の市参事会役職——例えば、騎馬フォークト⁽⁹³⁾など——の表示に利用されるようにもなった(261頁)。

このようにしてフォークト裁判は下級裁判として市参事会の裁判機構の中に組み入れられていったが、市参事会裁判と下級裁判の間に明確な管轄区分はなかった。16世紀以降に、リューベック市参事会は、下級裁判と市参事会裁判の間での訴額に応じた——民事についての、ということであろう——裁判管轄を決定したとされる(368頁)。

ところで、この下級裁判での刑事裁判の審理は、我々には幾分奇異に見えるような法廷手続に従っていた。審理自体は下級裁判において開始したが、その判決は——史料的には15世紀以降(352頁)——下級裁判ではな

(92) 註(35)参照。

(93) 註(38)参照。

く、市参事会において決定されたというのである。その手続の詳細について筆者は未だ承知していない。市参事会において決定された判決の宣告は、再び下級裁判——14世紀半ば以後——において行われた(345頁, 351頁)。何故にこのような面倒な手続がとられたのかは分からない。おそらく、刑事裁判については、下級裁判はフォークト裁判であるという体裁を維持したいということだったのかもしれない。しかし、実質的には市参事会が判決団を構成するのであるから、刑事事件では、どうやら下級裁判の判決についての当事者による市参事会への判決非難または控訴も不可ということであったようである(362頁)⁽⁹⁴⁾。他方、民事事件は、まずは下級裁判において裁判されたが、ここでの判決や決定について、訴訟当事者は市参事会へ判決非難または控訴をすることが可能であった(328頁, 368-371頁)⁽⁹⁵⁾。市参事会は——14世紀半ば以来証明されるようであるが——第1審となることもあった(365頁)⁽⁹⁶⁾。

フォークトによって開催されるはずであった定期裁判集會も、上述のように、市参事会による自治定立法の朗読や公示の場としての市民集會(Bursprake)へと変化していった(315頁, 319頁)。ここには市民のみならず都市住民も参加したとされる⁽⁹⁷⁾。

こうして市参事会は、フォークト裁判を下級裁判として位置付けることによって、市内における最終審としての地位を獲得した。裁判に関する皇帝からの特許状については、本稿の「(1)リューベック法」の「(c)特許状

(94) なお、中小のリューベック法都市では、都市君主が刑事裁判をも開催し、上級裁判権も含め裁判権を市参事会に授与するということはなかった(371頁)。

(95) なお、下級裁判からの判決非難の方法について371頁参照。

(96) 下級裁判および市参事会裁判の手順について401頁。

(97) 14世紀中頃から、Bursprakeの用語も法令の編纂物を意味するようになる(308頁)。その内容および朗読の時期について309-311頁。

の多様さと頻繁な発給」において既に言及した通りである⁽⁹⁸⁾。

(c) 代言人

中世ドイツにおいて、都市のみならず農村でも、法廷において重要な役割を果たしたのが代言人 (Vorspraken, Fürsprech) である。彼らを利用することは訴訟当事者の義務ではなかったが、リューベックでは、既に1255年には5人の職業的な代言人がいたことが知られており、その利用は既に一般化していたようである(335-336頁)。15・16世紀には、ある程度ローマ法の知識を持った職業的な代言人もいた(337頁)。さらに文書主義の普及によって15世紀には代理弁護士 (mandatarius または advocatus) も登場する。これは、法廷弁護士としての代言人と、事務弁護士としての代理弁護士ということになるのであろうか。市参事会にも、15世紀以来、数人の上級裁判代言人 (Obergerichtsprokuratoren) がおり、彼らが市参事会裁判——民事事件であろうが——での代言活動を行っている。

フォークト裁判または下級裁判の代言人に戻ろう。上述のように、代言人は民事および刑事訴訟において訴訟当事者——貧者であっても——と並んで出廷し、その者に代わって発言する役目を負ったが、エーベルによれば、刑事被告人が窃盗や強盗の現行犯である場合にはその利用は認められなかった(338頁)。代言人は、その他に、中世法において一般的にも知られているように、代言人として法廷で活動しない場合は、判決発見、すなわち、判決の作成に携わっていた(339頁)⁽⁹⁹⁾。

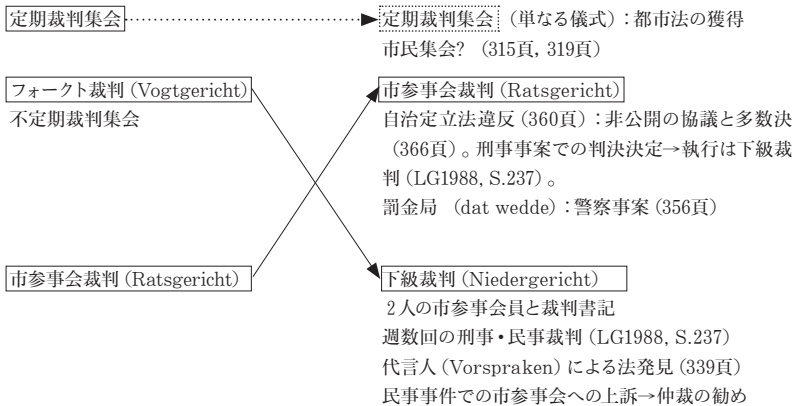
市参事会裁判では——民事であれ、刑事であれ——裁判の指揮は代表権

(98) 近世における市参事会裁判から Reichskammergericht および Reichshofrat への(複雑な)上訴制度も興味深いのであるが、エーベルはこれについてほとんど言及していない。

(99) その他の裁判役人として廷吏、刑吏などがいたが、これについても本稿では割愛する(339-344頁)。

のある (Worthaltend) 市長が務め、判決は、訴訟当事者および関係する市参事会員が議場から退出した後、残りの市参事会員による非公開の評議の後に、その多数決によって決定されたように (366頁)、ここでは代言人による判決作成は知られてはいない。

以上のリューベックにおける裁判の変遷を簡略に図式化すると、次のようになるであろう⁽¹⁰⁰⁾。



4. 結びに代えて

我々は、本書『リューベック法 I』を通してリューベック法の基本的な特徴を見てきたが、これらは、どうやら、今までの我々の常識的な理解、

(100) エーベルは、個々の市参事会員および市参事会役人がその職務に関係する紛争について裁判を行ったこと—厩舎官、財務官の裁判—や、その他の特殊な裁判である—リューベックでは15世紀以降に登場する (377頁) とされる—外来者裁判 (Gastgericht)、ハンザ商館での裁判、船上での船長を裁判長とする裁判 (Schiffsgericht) などを具体的に紹介しているが、本稿ではこれも割愛した (372-381頁, 402頁)。

すなわち、リューベック市参事会の強固な統治権力とか、都市法とは富裕な遠隔地人のための法であるといった見方、に修正を加えることになりそうである。無論、それらはエーベルの——そこにさらに筆者の bias までも加わった——個人的な解釈であると言えなくもないが、しかし彼はまさに実証主義者としてかなり客観的な史料を利用しその論を展開しているから、彼の言説は根拠のないものとして退けることもできないであろう。

筆者は、リューベック法都市、特にリューベック市の法、そしてその市民自治の根底に、市民と市参事会の間に共通の——法——観念が流れているのを感じる。それは、市内における自由および平和の維持である。ここで言う「自由」とは、「Ⅱ.法の創造」(128-193頁)の「2.リューベックの自由」(135-168頁)で見たように、「制限されない行動」といった近代的な個人的な自由(表現の自由、営業の自由など)ではなく、「誰にも隷属しない」という意味での、むしろ「自立」と言ってもよい概念である。この「自立」は「自律」ともつながるであろう。このような観念は、当然ながら、近代的な自由にも存するが、この自由および平和の維持こそが、リューベック法の様々な基本的特徴を説明してくれるようである。

(1) 都市の「自由」

リューベック法都市はその自由、すなわち、自立した都市であることを、その都市君主および周辺の封建的な領邦君主によって認められていた。ただし、この自立は、市民が後者から実力とか暴力によって獲得したのではなく、都市君主から——恩恵的に——その特権状によって認められたものであった。この限りで、リューベック市の自由もまた、封建的な枠組みの中での——「皇帝に直属する」といった、すなわち、隷属を伴う——自由(自立)ということにはなる。それゆえ、ここから、中世都市の自由は近代的なそれとは異なるという言説も出てくるが、しかし、リュー

ベック市に都市君主である皇帝の軍隊が駐屯しその自立を保障していたわけではない。市の現実的な自立は、基本的に、武装した市民（＝市民軍）の防衛力に依存していた⁽¹⁰¹⁾。要するに、都市君主の特許状は市の自立に法的な正当性を与えすぎない。換言すれば、リューベック市民は、封建制的な社会の枠組みの中で、その自立を獲得する手段として、皇帝からの特許状を利用したとも言える。そうであれば、我々は、この市民たちの自由を求める欲求と行動を積極的に評価すべきであって、そのための手段や方法に必要以上に目を奪われてはならないのではないかと、という気もしてくる。極論すれば、人間は、その歴史的な諸条件といった枠組みの中で、その自由を獲得する運動を進めていかなければならないのであるから、我々の目から見れば、それは不十分であると思えても、彼らの自由への努力こそ評価されるべきではないか、ということでもある⁽¹⁰²⁾。

筆者は、自立という意味での自由への欲求は、時代や時期を問うことなく、そして彼我も問わず、人類に共通のものではないかと思っている。それゆえ、「古代における自由」、「中世における自由」、「近代における自由」といった表現も許容されるし、その根底には、普遍的な価値としての自立という自由があると言えるのではなからうか。このような人間の所為が、過去の歴史の中で、どのように実行されたのかを確証することも歴史家の

(101) 傭兵 (Knecht) も忘れてはならない。また市参事会による皇帝の特許状の書き直しもあった。

(102) このような都市の自由について、西欧思想史の中で論述した論考としてジョン・ハイン・マンディー「中世都市における自由」(R.W. ディヴィス編＝鷺見誠一／田上雅徳編訳『西洋における近代的自由の起源』、慶應義塾大学法学研究会 2007年、第四章)がある。優れた作品であると思う。ただし、筆者は原文を見ていないから推測の域を出ないが、邦訳には細かな校正ミスもあるようである。残念である。例えば「エルベ河畔の都市であるマルデブルク」(155頁以下)は、マクデブルク (Magdeburg) であろう。

役割であると考え⁽¹⁰³⁾。

(2) リューベックの市参事会と市民によって担われた「平和の維持」

リューベックの自由は、しかし安定的なものではなく、それは常に脅かされうるものでもあった。リューベックの周辺地域には、封建的な体制の領邦が存在し、その君主たち——例えばデンマーク国王——にとってリューベック商業の繁栄を見過ごすことはできなかったはずである。その自由を特許状によって保障した皇帝もまた同様である。そして実際、市内での市民と市参事会との対立が激化すると、皇帝や近隣の領邦君主たちは政治・軍事的な介入を厭わなかった。従って、市参事会や市民にとって、彼らの自由を維持するためには、市内での「平和の維持」もまた重要であったはずである。

リューベックの市民自治、そして市参事会の統治の成果を象徴するのは、その自治定立法であろう。市参事会は、その自治定立法の制定に際して、市参事会員ではない市民の代表をその（草案）作成段階で招いている。そして、その自治定立法は市民集会で市民に公示され周知される。また、自治定立法の遵守も、そもそも市民の前もっての服従誓約によっていた。ここから見えてくるのは、市参事会は、その自治定立法を制定し、これを市民に遵守してもらうためには、この自治定立法が、市民の同意の下に、市民のために制定された法であるということを市民に意識させる必要があったのではないか、ということである。

何ゆえに、豊かな上層市民によって独占されていたはずの市参事会が、市民に、言わば譲歩するような態度を取らなければならなかったのであろうか。その回答は、リューベック市のホルステン門 (Holstentor) に刻まれ

(103) 筆者は、いささか不正確な発言になるであろうが、現今の、我々が享受している自由が限りなく理想の自由に近いとは思っていない。

た碑銘「内なる調和，外なる平和（CONCORDIA DOMI FORIS PAX）」に象徴的に示されているように思われる。市「内での調和」とは，市民間での——無論，市民と市参事会の間も含む——平和，すなわち紛争の発生防止，および紛争が生じた際の平和的な解決ということであったように思われる。これは，市民間で争いが市参事会に持ち込まれたとき，市参事会はまずは，両方の紛争当事者に仲裁を勧めたとされること，にも窺える。これが不調で終わる場合にのみ初めて裁判は開始されるのである⁽¹⁰⁴⁾。ましてや，私闘といった当事者間での武力による解決は絶対に回避されるべきであったであろう（391頁）。

市参事会は，市場での——市民間や市民と市外民の間——取引にも積極的に介入している。度量衡の管理，商人規則の制定，市場で働く仲買人や荷運び人（Träger）への指示，手工業者組合（Amt）への市場監督の委任など始めとして，その取引の監視を行っている⁽¹⁰⁵⁾。従って，前述のように，ここには近代的な営業の自由はないのであるが（382-390頁），これらは，市参事会による手工業者組合の保護，そもそも公正な市場取引の追求，といった措置と考えることもできよう。そして，その根底にあるのは市民間での不満とそれに基づく紛争の発生を防止すること，つまり「平和の維持」によるものではなかったろうか。エーベルも，これに続けて，市参事会が発した私闘を禁止する平和命令——リュエベック法都市がその事例として挙げられているだけであるが——を紹介している。

(3) 思想的な底流としての，市民と市参事会との間の対等な関係

市参事会の市民に対するこのような対応は，さらに，我々の眼には，市

(104) 下級裁判における和解勧告について，401-402頁。

(105) 例えばキール法典第188条，第196条，第205条，第218条。Korlén1951, S.138-147.

参事会と市民の間の対等な関係をも感じさせることになる。なぜなら、市参事会も、市民を保護する義務があることを誓約しなければならなかったからである。実際に市参事会が行ったサービス、これを再度列举すれば、護衛（安全通行）の承認（391-400頁）、戦争以外で外国において捕らえられた市民の解放（405頁）、孤児や寡婦に対する後見（407頁）、他の都市へ市民の法的保護を依頼する書面（tovorsichten）の送付（408頁）、都市帳簿の整備（417-419頁）等がある。

他方、市参事会員ではない上層市民を始め、中層・下層市民たちも、市参事会員を身分的に異なる支配者とは考えてはいなかったという印象を受ける。確かに、社会・経済的に安定した時期には、市参事会の一方的な支配とも言うべき統治を彼らは容認していたであろうが、しかし市の財政が悪化すると——それはしばしば市参事会統治の不手際でもあったであろうから——彼らは市参事会に対して抗議の声を挙げ、場合によっては市民騒擾も引き起こし、さらには市民（委員会？）による市参事会員の選挙に至ることもあったのである。これは、市民が自ら武装していたことによるのかもしれない。ただし、市民は、逆に、市民や住民による騒擾を鎮圧する側に立つこともあった。おそらく、ここで想定される市民とは、市参事会員ではない上層市民、そして中層市民だったであろうが。

かくして、リューベックの市民自治も、エーベルによる限り、市参事会が排他的に権力を行使する自治ではなく、市民のための、市民による自治という様相を呈することになるのである。このような市参事会員ではない市民の市政における役割が、エーベルによる建設企業者団説の否定ともつながっているように見える。レーリヒが言うように、この企業者団が市参事会へと直接的に発展したのであれば、おそらく彼らが都市の支配者とし

て都市貴族化することも十分にありえたであろう⁽¹⁰⁶⁾。このように建設企業者団説が否定されるとすれば、市の建設を担ったのは、建設に失敗した新都市 Löwenstadt から戻ってきた市民たちであり、その代表が市民的な委員会を構成し、この委員会が次第に市参事会へと発展した、と考えるエーベル説が分かり易い。また、上記のような、その後の市民たちの市参事会を特別視しない姿勢もまた理解できるであろう⁽¹⁰⁷⁾。

(4) リューベックの市民自治の歴史的な評価

本稿によって、筆者は、リューベック市の市民自治が、近代・現代と同じであったと言いたいのではない。そうではなく、人間が、隷属することなく、自分たちで自治を行うとするのであれば、自ずと、そこに共通の普遍的な統治組織、すなわち、ルールを自ら決定する機関（立法）、これを実行する機関（行政）、違反を判定する機関（司法）——しばしば、3番目の機関、すなわち裁判所が欠けている場合もある——これらが、その時々歴史的な枠組みによる制限を受けつつも登場するのではないか、ということである。そして、この三つの統治機関がリューベック市ではそろって登場しているということである。

無論、それらは歴史的な制約も受けている。最初に述べたように、市民

(106) 一部の市参事会員家系が、例えば、市長職を数世代にわたって務めるといった、世襲的にその地位を独占する都市貴族は、リューベックでもハンブルクでも生じなかった。これも市参事会員の、そうでない市民との身分的な差別化を阻止したのかもしれない。

(107) 因みに、シャウエンブルク (Schauenburg) 伯が1188年、Wirad von Boizenburg の指揮下にある企業者団にその建設を委ねたハンブルクでも、1200年頃に市参事会が登場するが、これと並行して Wittigten と呼ばれる市民の代表（委員会）が存在していたことも指摘されている (LG1988. S.71.)。彼らは1270年に編纂された法典 *Ordelbok* の最初の条文に、市参事会と並んで登場している。Johann Martin Lappenberg, *Die ältesten Stadt-, Schiff- und Landrechte Hamburgs*, Hamburg 1845, Neudruck 1966, S.1.

は都市の自立を外部の封建的な支配者である皇帝に依存しなければならなかったのである。もう一つは、その自治定立法の制定過程、議決方法が、どうやら我々が考えるような民主的な手続に基づいてはいなかったようである、ということである。これは、史料的な不明な部分も多いのであるが、一般的に、そのような印象を受ける。さらに、「3.『リユーベック法 第1巻』の特徴」の冒頭付近でも指摘したように、リユーベックおよびリユーベック法都市の市民自治は、市民、すなわち、市民権を持っていた都市住民のみによる自治であり、市民権を持たない住民にはこれに積極的に関与する権利は認められていなかったのである。つまり、リユーベック市の統治構造は普遍的な市民自治の基本構造を示してはいたが、それは都市住民の一部、特権的な市民によって担われていたということである。これは否定できない。

ただし、これをもって中世リユーベック法都市の市民自治を過少評価する必要はない。なぜなら、近現代の市民自治であっても、それが我々が目指す、言わば理想の市民自治にまで到達しているとは言い切れないからである。例えば、現代日本の市民自治はすべての都市住民に開かれていると言えるであろうか。周知のごとく、市長および市議会議員の選挙権・被選挙権者には年齢による制限が課され、日本国籍を持たない者へは例外的に市政への参加を認めているにすぎない。我々の多くはこれを当然のごとく捉えがちであるが、しかし未来の歴史家は、おそらく、21世紀の日本の市民自治——地方自治と言い換えてもよい——もなお不十分なものであったと、判断するのではなからうか。

本書『リユーベック法 第1巻』から、我々は、中世リユーベックの市民自治は、近代・現代的な市民自治に比べて民主制という意味においてはなお不十分ではあったが、ここには市民自治の基本的な構造は既に登場し

ていた、という結論を引き出すことができるであろう。ここから次のような仮説も可能かもしれない。それは、このような基本構造は市民自治を望む人々が存在する限り、いつの時代でも、多かれ少なかれ登場しうることである。敢えて言えば、人間とは、自由および自立を求めるという基本的な欲求をいつの時代でも持っている、少なくともそのような人間は常にいる、ということでもある。

【追記】本稿は、2023年11月11日に開催された日本ハンザ史研究会第39回研究会（立教大学）において行った口頭報告を基に書き上げたものである。当日、研究会に参加された諸先生からは多くの貴重なご指摘および教示を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

文献一覧

【Cordes2022】：Der Bardewikische Codex des Lübischen Rachts von 1294, Bd.3: Albrecht Cordes. Rechtshistorischer Kommentar, Oppenheim am Rhein 2022.

【Hach1839】：Codex I, (der sogenannte Danziger Kodex), in Johann Friedrich Hach, das alte lübische Recht, Lübeck 1839, S.185-215.

【Korlén1951】：der Kieler Kodex, in Gustav Korlén, Norddeutsche Stadtrechte II, Das mittelniederdeutsche Stadtrecht von Lübeck nach seinen ältesten Formen, Lund 1951.

【LG1988】：Antjekathrin Graßmann (hrsg.), Lübeckische Geschichte, Lübeck 1988.

【LUB】：Urkundenbuch der Stadt Lübeck, Teil 1-11, Lübeck 1843-1905.

【ZRG.GA】：Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Germanistische Abteilung.